nojima WiMAX 通信サービス契約約款

第 18 版

平成 27 年 5 月 1 日

株式会社ノジマ

目　次

第１章　総則 1
第１条　約款の適用 1
第２条　約款の変更 1
第３条　約款の掲示 1
第４条　用語の定義 1
第２章　nojima WiMAX 通信サービスの種類 4
第４条の２　nojima WiMAX 通信サービスの種類 4
第３章　会員契約 5
第５条　会員契約の単位 5
第６条　会員契約申込みの方法 5
第７条　会員契約申込みの承諾 5
第８条　契約者回線の追加 5
第９条　nojima WiMAX 契約者の氏名等の変更の届出 5
第１０条　会員契約に基づく権利の譲渡の禁止 6
第１１条　nojima WiMAX 契約者の地位の承継 6
第１２条　nojima WiMAX 契約者が行う会員契約の解除 6
第１３条　当社が行う会員契約の解除 6
第１４条　会員契約の終了 7
第４章　料金契約 8
第１４条の２　契約の種別 8
第１５条　料金契約の単位 8
第１６条　料金契約申込みの方法 8
第１６条の２　利用可能な nojima WiMAX 通信サービスの種類 8
第１７条　料金契約申込みの承諾 8
第１８条　通常料金契約に係るシングルサービスの最低利用期間 8
第１８条の２　都度料金契約に係るシングルサービスの利用可能期間 8
第１９条　nojima WiMAX 通信サービスの利用の一時中断 9
第２０条　料金契約に基づく権利の譲渡の禁止 9
第２１条　nojima WiMAX 契約者が行う料金契約の解除 9
第２２条　当社が行う料金契約の解除 9
第２３条　料金契約の終了 9
第５章　オプション機能 10
第２３条の２　オプション機能の提供 10
第２３条の３　nojima WiMAX 通信サービスの利用の一時中断があった場合の取扱い 10
第２３条の４　都度料金契約に係るオプション機能の取扱い 10
第６章　無線機器の利用 11
第１節　ＵＩＭカードの貸与等 11
第２３条の５　ＵＩＭカードの貸与 11
第２３条の６　電話番号その他の情報の登録等 11
第２３条の７　ＵＩＭカードの情報消去及び破棄 11
第２３条の８　ＵＩＭカードの管理責任 11
第２３条の９　ＵＩＭカード暗証番号 11
第２節　ＷｉＭＡＸ機器の接続等 11
第２４条　ＷｉＭＡＸ機器の接続 11

第２４条の２　ＷｉＭＡＸ機器登録の廃止 12
第２４条の３　ＷｉＭＡＸ機器への認証情報の書込み 12
第３節　ハイブリッド機器の接続等 12
第２４条の４　ハイブリッド機器の接続 12
第２４条の５　ハイブリッド機器登録の廃止 13
第４節　ＷｉＭＡＸ２＋機器の接続等 13
第２５条　ＷｉＭＡＸ２＋機器の接続 13
第５節　無線機器の検査等 14
第２６条　無線機器に異常がある場合等の検査 14
第２７条　無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い 14
第２８条　無線機器の電波法に基づく検査 14
第２９条　削除 14
第３０条　削除 14
第３１条　削除 14
第３２条　削除 14
第３３条　削除 14
第７章　利用中止及び利用停止 15
第３４条　利用中止 15
第３５条　利用停止 15
第８章　通信 16
第３６条　インターネット接続サービスの利用 16
第３７条　通信の条件 16
第３８条　通信利用の制限 16
第３８条の２　同上 17
第３８条の３　同上 17
第３８条の４　同上 18
第９章　料金等 19
第１節　料金及び工事に関する費用 19
第３９条　料金及び工事に関する費用 19
第２節　料金等の支払義務 19
第４０条　基本使用料の支払義務 19
第４１条　基本使用料の日割り 19
第４１条の２　パケット通信料の支払義務 20
第４１条の３　都度利用料の支払義務 20
第４２条　契約解除料の支払義務 20
第４２条の２　インターネット接続料の支払義務 20
第４２条の３　ＬＴＥオプション料の支払義務 20
第４２条の４　ユニバーサルサービス料の支払義務 20
第４３条　手続きに関する料金の支払義務 20
第４３条の２　ＷｉＭＡＸ機器追加料の支払義務 21
第４３条の３　ＷｉＭＡＸファミ得パック利用料の支払義務 21
第４３条の４　グローバルＩＰアドレスオプション利用料の支払義務 21
第４４条　窓口支払手数料の支払義務 21
第４５条　督促手数料の支払義務 21
第４６条　工事費の支払義務 22
第３節　料金等の計算及び支払い 22
第４７条　料金の計算方法等 22

第４８条　削除 22
第４９条　削除 22
第４９条の２　料金等の請求 22
第５０条　料金等の支払い 22
第５１条　料金の一括後払い 23
第５２条　料金等の臨時減免 23
第５３条　期限の利益喪失 23
第４節　預託金 23
第５４条　預託金 23
第５５条　買い戻しによる預託金の充当 24
第５節　割増金及び延滞利息 24
第５６条　割増金 24
第５７条　延滞利息 24
第６節　端数処理 24
第５８条　端数処理 24
第１０章　保守 25
第５９条　当社の維持責任 25
第６０条　nojima WiMAX 契約者の維持責任 25
第６１条　nojima WiMAX 契約者の切分責任 25
第６２条　修理又は復旧 25
第１１章　損害賠償 26
第６３条　責任の制限 26
第６４条　免責 26
第１２章　付随サービス 27
第６５条　削除 27
第６６条　支払証明書の発行 27
第１３章　雑則 28
第６７条　承諾の限界 28
第６７条の２　無線事業における利用の禁止 28
第６８条　利用に係る nojima WiMAX 契約者の義務 28
第６９条　削除 28
第６９条の２　他の電気通信事業者への通知 28
第７０条　nojima WiMAX　契約者に係る情報の利用 28
第７０条の２　公衆無線ＬＡＮサービスの認証 29
第７０条の３　認定機器以外の無線機器の扱い 29
第７１条　検査等のためのＷｉＭＡＸ機器の持込み 29
第７２条　合意管轄裁判所 29
第７３条　準拠法 29

料金表 30
第１表　nojima WiMAX 通信サービスに関する料金 30
第１　基本使用料 30
第２　パケット通信料 37
第３　都度利用料 38
第４　契約解除料 38
第５　インターネット接続料 38
第６　ＬＴＥオプション料 38

第７　ユニバーサルサービス料 38
第８　手続きに関する料金 39
第９　ＷｉＭＡＸ機器追加料 39
第１０　ＷｉＭＡＸファミ得パック利用料 39
第１１　グローバルＩＰアドレスオプション利用料 40
第１２　窓口支払手数料 40
第１３　督促手数料 40
第２表　工事費 41
第３表　付随サービスに関する料金等 41

別表 42
別記 45

附則 49

第１章　総則

（約款の適用）

第１条　当社は、このnojima WiMAX通信サービス契約約款（以下「この約款」といいます。）によりnojima WiMAX通信サービスを提供します。

（約款の変更）

第２条　当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

２　当社は、電気通信事業法施行規則（昭和６０年郵政省令第２５号。以下「事業法施行規則」といいます。）第２２条の２の２第５項第３号に該当する事項の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲示します。

（約款の掲示）

第３条　当社は、この約款（変更があった場合は変更後の約款）を当社の指定するホームページに掲示します。

（用語の定義）

第４条　この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用　　語	用 語 の 意 味
１　電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
２　電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
３　電気通信事業者	電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号。以下「事業法」といいます。）第９条の登録を受けた者又は事業法第１６条第１項の届出を行った者
４　電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
５　端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、１の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
６　自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
７　無線機器	アンテナ設備及び無線送受信装置を有する端末設備又は自営電気通信設備であって、nojima WiMAX通信サービスに係る契約に基づいて使用されるもの
８　無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備
９　ＷｉＭＡＸ基地局設備	無線設備規則（昭和２５年電波監理委員会規則第１８号。以下同じとします。）第４９条の２８に定める条件に適合する無線基地局設備
１０　ＷｉＭＡＸ２＋基地局設備	無線設備規則第４９条の２９に定める条件に適合する無線基地局設備
１１　ＣＤＭＡ基地局設備	無線設備規則第４９条の６の３、第４９条の６の４及び第

	４９条の６の５に定める条件に適合する無線基地局設備
１２　ＬＴＥ基地局設備	無線設備規則第４９条の６の９に定める条件に適合する無線基地局設備
１３　Ｗｉ－Ｆｉ基地局設備	無線設備規則第４９条の２０に定める条件に適合する無線基地局設備
１４　ＷｉＭＡＸ機器	ＷｉＭＡＸ基地局設備と通信する機能を有する無線機器（ＣＤＭＡ基地局設備又はＷｉＭＡＸ２＋基地局設備と通信する機能を有するものを除きます。）
１５　ハイブリッド機器	ＷｉＭＡＸ基地局設備及びＣＤＭＡ基地局設備の双方と通信する機能を有する無線機器
１６　ＷｉＭＡＸ２＋機器	ＷｉＭＡＸ２＋基地局設備と通信する機能を有する無線機器
１７　Ｗｉ－Ｆｉ機器	Ｗｉ－Ｆｉ基地局設備と通信する機能を有する無線機器
１８　インターネット通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備
１９　nojima WiMAX 通信サービス	インターネット通信網を使用して当社が提供する電気通信サービスであって、当社が無線基地局設備と nojima WiMAX 契約者が指定する無線機器との間に電気通信回線を設定して提供するもの
２０　契約者回線	無線基地局設備と nojima WiMAX 契約者が指定する無線機器との間に設定される電気通信回線
２１　ＷｉＭＡＸ回線	無線設備規則第４９条の２８に定める条件に適合する電波を用いてＷｉＭＡＸ基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線
２２　ＷｉＭＡＸ２＋回線	無線設備規則第４９条の２９に定める条件に適合する電波を用いてＷｉＭＡＸ２＋基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線
２３　ＣＤＭＡ回線	無線設備規則第４９条の６の３、第４９条の６の４及び第４９条の６の５に定める条件に適合する電波を用いてＣＤＭＡ基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線
２４　ＬＴＥ回線	無線設備規則第４９条の６の９に定める条件に適合する電波を用いてＬＴＥ基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線
２５　Ｗｉ－Ｆｉ回線	Ｗｉ－Ｆｉ基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線
２６　サービス取扱所	（１）nojima WiMAX 通信サービスに関する業務を行う当社の事業所 （２）当社の委託により nojima WiMAX 通信サービスに関する契約事務を行う者の事業所
２７　会員契約	この約款に基づき当社から nojima WiMAX 通信サービスの提供を受ける資格を得るための契約
２８　料金契約	会員契約に基づき当社から契約者回線の提供を受けるための契約
２９　通常料金契約	都度料金契約以外の料金契約
３０　都度料金契約	２４時間を単位としてＷｉＭＡＸ回線の提供を受けるための料金契約

３１　nojima WiMAX 契約者	当社と会員契約を締結している者
３２　ＭＡＣアドレス	ＷｉＭＡＸ機器又はハイブリッド機器ごとに定められている固有の番号
３３　認証情報	nojima WiMAX 通信サービスの提供に際して nojima WiMAX 契約者を識別するための情報であって、ＷｉＭＡＸ機器又はハイブリッド機器の認証に使用するもの
３４　ＵＩＭカード	電話番号その他の情報を記憶してＷｉＭＡＸ２＋機器に装着して使用するＩＣカードであって、nojima WiMAX 通信サービスの提供のために当社が nojima WiMAX 契約者に貸与するもの
３５　提供開始日	通常料金契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日（インターネット通信網の設定を完了した日から一定期間が経過した日又は nojima WiMAX 契約者が契約者回線を最初に利用した日のいずれかに提供を開始したものと当社がみなした場合は、その日とします。）
３６　料金月	１の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
３７　ＷｉＭＡＸサービス	当社のＷｉＭＡＸ基地局設備を用いて当社又は他の電気通信事業者が提供する電気通信サービス
３８　提携事業者	ＫＤＤＩ株式会社又は沖縄セルラー電話株式会社
３９　セッション	当社又は提携事業者の電気通信設備において無線機器に係るＩＰアドレス（インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。以下同じとします。）の割り当てを維持している状態
４０　グローバルＩＰアドレス	社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターその他ＩＰアドレスを管理及び指定する事業者が割り当てるＩＰアドレス
４１　プライベートＩＰアドレス	グローバルＩＰアドレス以外のＩＰアドレス
４２　ＷｉＭＡＸ通信	ＷｉＭＡＸ回線により行われる通信
４３　ＣＤＭＡ通信	ＣＤＭＡ回線により行われる通信
４３　ＷｉＭＡＸ２＋通信	ＷｉＭＡＸ２＋回線により行われる通信
４４　ＬＴＥ通信	ＬＴＥ回線により行われる通信
４５　ノーリミットモード	利用可能な通信をＷｉＭＡＸ通信のみに制限するＷｉＭＡＸ２＋機器の機能であって、当社が指定する仕様に準拠したもの
４６　ハイスピードモード	利用可能な通信をＷｉＭＡＸ通信及びＷｉＭＡＸ２＋通信のみに制限するＷｉＭＡＸ２＋機器の機能であって、当社が指定する仕様に準拠したもの
４７　ハイスピードプラスエリアモード	利用可能な通信をＷｉＭＡＸ２＋通信及びＬＴＥ通信のみに制限するＷｉＭＡＸ２＋機器の機能であって、当社が指定する仕様に準拠したもの
４８　消費税相当額	消費税法（昭和６３年法律第１０８号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和２５年法律第２２６号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第２章　nojima WiMAX 通信サービスの種類

（nojima WiMAX 通信サービスの種類）

第４条の２　nojima WiMAX 通信サービスには、次の種類があります。

種　　類	内　　容
シングルサービス	当社が無線基地局設備と nojima WiMAX 契約者が指定するＷｉＭＡＸ機器（その無線局の免許人が当社であるものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供する nojima WiMAX 通信サービス
ハイブリッドサービス	当社が無線基地局設備と nojima WiMAX 契約者が指定するハイブリッド機器（その無線局の免許人が当社又は提携事業者であるものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供する nojima WiMAX 通信サービス
ＷｉＭＡＸ２＋サービス	当社が無線基地局設備と nojima WiMAX 契約者が指定するＷｉＭＡＸ２＋機器（その無線局の免許人が当社又は提携事業者であるものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供する nojima WiMAX 通信サービス

第３章　会員契約

（会員契約の単位）

第５条　当社は、会員契約に係る１の申込みごとに１の会員契約を締結します。この場合、nojima WiMAX 契約者は、１の会員契約につき１人に限ります。

（会員契約申込みの方法）

第６条　会員契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書をその nojima WiMAX 通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

ただし、オンラインサインアップ（インターネット通信網等を経由して、当社が定める契約事項をその nojima WiMAX 通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に送信することをいいます。以下同じとします。）により会員契約の申込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。

２　前項の場合において、会員契約の申込みをする者は、その申込みと併せて、その会員契約に属する料金契約の申込みを行っていただきます。

（会員契約申込みの承諾）

第７条　当社は、会員契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

２　前項の規定にかかわらず、当社は、業務上の都合により、その申込みの承諾を延期することがあります。

３　前２項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

（１）会員契約の申込みをした者が nojima WiMAX 通信サービスに係る料金その他の債務（この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（２）前条に基づき提出された契約申込書その他の書類に不備があるとき。

（３）会員契約の申込みをした者の年齢が満１３歳未満であるとき（満１２歳に達した日の翌日以降の最初の４月１日が到来しているときを除きます。）。

（４）会員契約の申込みをした者が、第３５条（利用停止）第１項各号の規定のいずれかに該当し、nojima WiMAX 通信サービスの利用を停止されたことがある又は nojima WiMAX 通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。

（５）第６７条の２（無線事業における利用の禁止）の規定に違反するおそれがあるとき。

（６）第６８条（利用に係る nojima WiMAX 契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

（７）その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

（契約者回線の追加）

第８条　nojima WiMAX 契約者は、新たに契約者回線（Ｗｉ－Ｆｉ回線を除きます。）の提供を受けようとするときは、その会員契約に基づき料金契約の申込みを行っていただきます。

（nojima WiMAX 契約者の氏名等の変更の届出）

第９条　nojima WiMAX 契約者は、契約者連絡先（氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先をいいます。以下同じとします。）に変更があったときは、そのことを速やかに nojima WiMAX 通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に当社所定の書面により届け出ていただきます。

２　当社は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

３　nojima WiMAX 契約者は、第１項の届出を怠ったことにより、当社または料金回収会社（別記２に掲げる法人をいいます。以下同じとします。）がその nojima WiMAX 契約者の従前の契約者連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべき時にその nojima WiMAX 契約者が通知内容を了知したものとして扱うことに同意していただきます。
４　nojima WiMAX 契約者が事実に反する届出を行ったことにより、当社または料金回収会社が届出のあった契約者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。
５　前２項の場合において、当社または料金回収会社は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。
６　当社は、契約者連絡先が事実に反しているものと判断したときは、この約款の規定により nojima WiMAX 契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

（会員契約に基づく権利の譲渡の禁止）
第１０条　nojima WiMAX 契約者が会員契約に基づいて nojima WiMAX 通信サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

（nojima WiMAX 契約者の地位の承継）
第１１条　相続又は法人の合併若しくは分割により nojima WiMAX 契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、その nojima WiMAX 通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。
２　前項の場合に、地位を承継した者が２人以上あるときは、そのうち１人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
３　当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの１人を代表者として取り扱います。
４　nojima WiMAX 契約者は、第１項の届出を怠った場合には、第９条（nojima WiMAX 契約者の氏名等の変更の届出）第３項から第６項の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

（nojima WiMAX 契約者が行う会員契約の解除）
第１２条　nojima WiMAX 契約者は、会員契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめその nojima WiMAX 通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

（当社が行う会員契約の解除）
第１３条　当社は、第３５条（利用停止）の規定により nojima WiMAX 通信サービスの利用を停止された nojima WiMAX 契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その会員契約を解除することがあります。
２　前項の規定にかかわらず、当社は、nojima WiMAX 契約者が第３５条（利用停止）第１項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、nojima WiMAX 通信サービスの利用停止をしないでその会員契約を解除することがあります。
３　前２項の規定にかかわらず、当社は、nojima WiMAX 契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその会員契約を解除することができます。

４　当社は、第１項又は第２項の規定により、その会員契約を解除しようとするときは、あらかじめnojima WiMAX契約者にそのことを通知します。

（会員契約の終了）
第１４条　会員契約は、その契約に属する料金契約がなくなったときは、その状態の発生と同時に終了するものとします。

第４章　料金契約

（契約の種別）
第１４条の２　料金契約には、次の種別があります。
（１）通常料金契約
（２）都度料金契約

（料金契約の単位）
第１５条　当社は、１の申込みごとに１の料金契約を締結します。

（料金契約申込みの方法）
第１６条　料金契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書をその nojima WiMAX 通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。
　ただし、オンラインサインアップにより料金契約の申込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。
２　料金契約の申込みをする者は、その料金契約が属する会員契約（以下「所属会員契約」といいます。）を指定していただきます。この場合において、会員契約を締結していない者は、その料金契約の申込みと同時に会員契約の申込みを行っていただきます。

（利用可能な nojima WiMAX 通信サービスの種類）
第１６条の２　当社は、料金契約の種別に応じて、それぞれ下表の右欄に定める nojima WiMAX 通信サービスを提供します。

料金契約の種別	利用可能な nojima WiMAX 通信サービスの種類
通常料金契約	シングルサービス
	ハイブリッドサービス
	ＷｉＭＡＸ２＋サービス
都度料金契約	シングルサービス

２　通常料金契約の申込みをする者は、その申込みに際して nojima WiMAX 通信サービスの種類を決定していただきます。
３　nojima WiMAX 通信サービスの種類は、変更することができません。

（料金契約申込みの承諾）
第１７条　当社は、料金契約の申込みがあったときは、第７条（会員契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（通常料金契約に係るシングルサービスの最低利用期間）
第１８条　通常料金契約に基づき提供を受けるシングルサービスには、その提供開始日から起算して３０日間の最低利用期間があります。

（都度料金契約に係るシングルサービスの利用可能期間）
第１８条の２　nojima WiMAX 契約者は、都度料金契約に基づきシングルサービスの利用を開始するときは、当社が別に定めるところにより、その利用を開始するための登録（以下「利用開始登録」といいます。）の請求を行っていただきます。
２　前項の場合において、nojima WiMAX 契約者は、利用開始登録が完了した時刻から起算して２４時間が経過した時刻までの期間（以下「利用可能期間」といいます。）において、そのシングルサービスを利用できるものとします。この場合において、その期間の測定は、当社の機器により行います。

（nojima WiMAX 通信サービスの利用の一時中断）
第１９条　当社は、nojima WiMAX 契約者から当社所定の方法により請求があったときは、料金契約に係る nojima WiMAX 通信サービスの利用の一時中断（その請求のあった nojima WiMAX 通信サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（料金契約に基づく権利の譲渡の禁止）
第２０条　nojima WiMAX 契約者が料金契約に基づいて契約者回線の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

（nojima WiMAX 契約者が行う料金契約の解除）
第２１条　nojima WiMAX 契約者は、料金契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめその nojima WiMAX 通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

（当社が行う料金契約の解除）
第２２条　当社は、第３５条（利用停止）の規定により nojima WiMAX 通信サービスの利用を停止された nojima WiMAX 契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その料金契約を解除することがあります。
２　前項の規定にかかわらず、当社は、nojima WiMAX 契約者が第３５条（利用停止）第１項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、nojima WiMAX 通信サービスの利用停止をしないでその料金契約を解除することがあります。
３　前２項の規定にかかわらず、当社は、nojima WiMAX 契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその料金契約を解除することができます。
４　当社は、第１項又は第２項の規定により、その料金契約を解除しようとするときは、あらかじめ nojima WiMAX 契約者にそのことを通知します。

（料金契約の終了）
第２３条　料金契約は、その所属会員契約の解除があったときは、その所属会員契約の解除と同時に終了するものとします。
２　前項の規定によるほか、都度料金契約は、最後に利用可能期間が満了した日（利用開始登録を行ったことがない都度料金契約にあっては、その都度料金契約の申込みを承諾した日とします。）の翌日から起算して９０日間が経過したときは、その経過した日をもって終了するものとします。

第５章　オプション機能

（オプション機能の提供）

第２３条の２　当社は、nojima WiMAX 契約者から請求があったときは、別表に規定するオプション機能を提供します。この場合において、nojima WiMAX 契約者は、そのオプション機能を利用する１の料金契約（現にそのオプション機能を利用しているものを除きます。）を指定していただきます。

（nojima WiMAX 通信サービスの利用の一時中断があった場合の取扱い）

第２３条の３　当社は、nojima WiMAX 通信サービスの利用の一時中断があったときは、そのオプション機能の利用の一時中断を行います。

（都度料金契約に係るオプション機能の取扱い）

第２３条の４　nojima WiMAX 契約者は、都度料金契約に係るオプション機能については、その利用可能期間内に限り利用することができます。

ただし、この約款において特段の定めがある場合には、その定めによります。

第６章　無線機器の利用

第１節　ＵＩＭカードの貸与等

（ＵＩＭカードの貸与）

第２３条の５　当社は、ＷｉＭＡＸ２＋サービスの提供に際して、nojima WiMAX 契約者に対し、ＵＩＭカードを貸与します。この場合において、貸与するＵＩＭカードの数は、１の料金契約につき１とします。

２　当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するＵＩＭカードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを nojima WiMAX 契約者に通知します。

（電話番号その他の情報の登録等）

第２３条の６　当社は、ＵＩＭカードを貸与する場合には、そのＵＩＭカードに電話番号その他の情報の登録等を行います。

（ＵＩＭカードの情報消去及び破棄）

第２３条の７　nojima WiMAX 契約者は、当社から貸与を受けているＵＩＭカードを利用しなくなった場合には、当社の指示に従ってそのＵＩＭカードに切り込みを入れ、これを破棄していただきます。

　ただし、nojima WiMAX 契約者は、当社から特段の指示があったときは、当社が指定するサービス取扱所へそのＵＩＭカードを返却していただきます。

（ＵＩＭカードの管理責任）

第２３条の８　nojima WiMAX 契約者は、当社から貸与を受けているＵＩＭカードを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

２　nojima WiMAX 契約者は、ＵＩＭカードの盗難、紛失又は毀損が生じた場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。

３　当社は、nojima WiMAX 契約者以外の者がＵＩＭカードを利用した場合であっても、そのＵＩＭカードの貸与を受けている nojima WiMAX 契約者が利用したものとみなして取り扱います。

４　当社は、ＵＩＭカードの盗難、紛失又は毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

（ＵＩＭカード暗証番号）

第２３条の９　nojima WiMAX 契約者は、当社が別に定める方法により、ＵＩＭカードにＵＩＭカード暗証番号（そのＵＩＭカードを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。以下同じとします。）を登録することができます。この場合において、当社からそのＵＩＭカードの貸与を受けている nojima WiMAX 契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、その nojima WiMAX 契約者が登録を行ったものとみなします。

２　nojima WiMAX 契約者は、ＵＩＭカード暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきま
す。

第２節　ＷｉＭＡＸ機器の接続等

（ＷｉＭＡＸ機器の接続）

第２４条　nojima WiMAX 契約者は、シングルサービスに係る契約者回線にＷｉＭＡＸ機器（当社に付与された無線局の免許により運用することができるもの及びシングルサービスに係る契約者回線に接続することができるものに限ります。以下この条において同じとします。）を接続しようとするときは、当社所定の方法により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

２　当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

（１）その接続が別記１に規定する技術基準及び技術的条件（以下「技術基準等」といいます。）に適合しないとき。

（２）その接続が事業法施行規則第３１条で定める場合に該当するとき。

３　当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

（１）事業法第５３条第１項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。

（２）事業法施行規則第３２条第１項で定める場合に該当するとき。

４　当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

５　nojima WiMAX 契約者が、そのＷｉＭＡＸ機器を変更した場合についても、前４項の規定に準じて取り扱います。

６　nojima WiMAX 契約者は、その契約者回線へのＷｉＭＡＸ機器の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。

７　当社は、第２項の定めにより承諾したＷｉＭＡＸ機器について、その契約者回線への接続に必要な情報の登録（以下「ＷｉＭＡＸ機器登録」といいます。）を行います。

　ただし、次のいずれかに該当するときは、そのＷｉＭＡＸ機器登録を行うことができません。

（１）１の通常料金契約につきＷｉＭＡＸ機器登録の数が同時に４以上となるとき。

（２）１の都度料金契約につきＷｉＭＡＸ機器登録の数が同時に２以上となるとき。

（３）そのＷｉＭＡＸ機器がいずれかのＷｉＭＡＸサービスに係る契約に基づき現に登録されているものであるとき（その登録を第三者が行っているときを含みます。）。

（ＷｉＭＡＸ機器登録の廃止）

第２４条の２　当社は、次のいずれかに該当するときは、そのＷｉＭＡＸ機器登録を廃止します。

（１）会員契約の解除があったとき。

（２）料金契約の解除があったとき。

（３）nojima WiMAX 契約者から廃止の請求があったとき（１の料金契約における全てのＷｉＭＡＸ機器登録を廃止することとなるときを除きます。）。

（４）その他当社が必要と判断したとき。

（ＷｉＭＡＸ機器への認証情報の書込み）

第２４条の３　当社は、ＷｉＭＡＸ機器登録を行う場合その他当社が必要と判断した場合であって、そのＷｉＭＡＸ機器にＷｉＭＡＸ基地局設備から発射された電波により認証情報を受信して記憶できる機能が実装されているときは、そのＷｉＭＡＸ機器への認証情報の書込みを行うものとします。

　ただし、そのＷｉＭＡＸ機器がＷｉＭＡＸ基地局設備からの電波を受けることができない区域に在圏している場合その他当社の業務上又は技術上の都合等により認証情報の書込みを行うことができない場合は、この限りでありません。

第３節　ハイブリッド機器の接続等

（ハイブリッド機器の接続）
第２４条の４　nojima WiMAX 契約者は、ハイブリッドサービスに係る契約者回線にハイブリッド機器（当社及び提携事業者に付与された無線局の免許により運用することができるもの並びにハイブリッドサービスに係る契約者回線に接続することができるものに限ります。以下この条において同じとします。）を接続しようとするときは、当社所定の方法により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。
２　当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
（１）その接続が技術基準等に適合しないとき。
（２）その接続が事業法施行規則第３１条で定める場合に該当するとき。
３　当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
（１）事業法第５３条第１項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。
（２）事業法施行規則第３２条第１項で定める場合に該当するとき。
４　当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
５　nojima WiMAX 契約者が、そのハイブリッド機器を変更した場合についても、前４項の規定に準じて取り扱います。
６　nojima WiMAX 契約者は、その契約者回線へのハイブリッド機器の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。
７　当社は、第２項の定めにより承諾したハイブリッド機器について、その契約者回線への接続に必要な情報の登録（以下「ハイブリッド機器登録」といいます。）を行います。
　ただし、次のいずれかに該当するときは、そのハイブリッド機器登録を行うことができません。
（１）１の通常料金契約につきハイブリッド機器登録の数が同時に２以上となるとき。
（２）そのハイブリッド機器がいずれかのＷｉＭＡＸサービスに係る契約に基づき現に登録されているものであるとき（その登録を第三者が行っているときを含みます。）。

（ハイブリッド機器登録の廃止）
第２４条の５　当社は、次のいずれかに該当するときは、そのハイブリッド機器登録を廃止します。
（１）会員契約の解除があったとき。
（２）料金契約の解除があったとき。
（３）nojima WiMAX 契約者から廃止の請求があったとき。
（４）その他当社が必要と判断したとき。

第４節　ＷｉＭＡＸ２＋機器の接続等

（ＷｉＭＡＸ２＋機器の接続）
第２５条　nojima WiMAX 契約者は、ＷｉＭＡＸ２＋サービスに係る契約者回線にＷｉＭＡＸ２＋機器（当社及び提携事業者に付与された無線局の免許により運用することができるもの並びにＷｉＭＡＸ２＋サービスに係る契約者回線に接続することができるものに限ります。以下この条において同じとします。）を接続しようとするときは、当社所定の方法により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。
２　当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
（１）その接続が技術基準等に適合しないとき。
（２）その接続が事業法施行規則第３１条で定める場合に該当するとき。
３　当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

（１）事業法第５３条第１項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。
（２）事業法施行規則第３２条第１項で定める場合に該当するとき。
４　当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
５　nojima WiMAX 契約者が、そのＷｉＭＡＸ２＋機器を変更した場合についても、前４項の規定に準じて取り扱います。
６　nojima WiMAX 契約者は、その契約者回線へのＷｉＭＡＸ２＋機器の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。

第５節　無線機器の検査等

（無線機器に異常がある場合等の検査）
第２６条　当社は、契約者回線に接続されている無線機器に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、nojima WiMAX 契約者に、その無線機器の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、nojima WiMAX 契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第３２条第２項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
２　当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
３　nojima WiMAX 契約者は、第１項の検査を行った結果、無線機器が技術基準等に適合していると認められないときは、その無線機器の契約者回線への接続を取り止めていただきます。

（無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）
第２７条　nojima WiMAX 契約者は、契約者回線に接続されている無線機器について、電波法（昭和２５年法律第１３１号）の規定に基づき、当社又は提携事業者が総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その無線機器の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。
２　当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、nojima WiMAX 契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
３　nojima WiMAX 契約者は、前項の検査等の結果、無線機器が無線設備規則に適合していると認められないときは、その無線機器の契約者回線への接続を取り止めていただきます。

（無線機器の電波法に基づく検査）
第２８条　前条に規定する検査のほか、無線機器の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第２項及び第３項の規定に準ずるものとします。

第２９条　削除

第３０条　削除

第３１条　削除

第３２条　削除

第３３条　削除

第７章　利用中止及び利用停止

（利用中止）

第３４条　当社は、次の場合には、nojima WiMAX 通信サービスの利用を中止することがあります。

（１）当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

（２）第３８条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。

２　当社は、前項の規定により nojima WiMAX 通信サービスの利用を中止するときは、当社が別に定める方法により、あらかじめそのことをその nojima WiMAX 契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

（利用停止）

第３５条　当社は、nojima WiMAX 契約者が次のいずれかに該当するときは、６か月以内で当社が定める期間（nojima WiMAX 通信サービスの料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務がその請求を行った当社又は料金回収会社に支払われるまでの間、第３号又は第４号の規定に該当するときは、当社が nojima WiMAX 契約者本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを当社が指定するサービス取扱所に提出していただくまでの間）、その nojima WiMAX 通信サービスの利用を停止することがあります。

（１）料金回収会社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払いがない旨の通知を料金回収会社から受けたとき。

（２）当社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。

（３）nojima WiMAX 通信サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実に反する記載を行ったことが判明したとき。

（４）第９条（nojima WiMAX 契約者の氏名等の変更の届出）の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実に反することが判明したとき。

（５）nojima WiMAX 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の nojima WiMAX 通信サービスに係る料金その他の債務又は nojima WiMAX 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金等の債務（その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

（６）nojima WiMAX 契約者がその nojima WiMAX 通信サービス又は当社と契約を締結している他の nojima WiMAX 通信サービスの利用において第６８条（利用に係る nojima WiMAX 契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。

（７）第２６条（無線機器に異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき。

（８）第２７条（無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）又は第２８条（無線機器の電波法に基づく検査）の規定に違反したとき。

（９）第５４条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。

（１０）第６７条の２（無線事業における利用の禁止）の規定に違反したとき。

２　当社は、前項の規定により nojima WiMAX 通信サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をその nojima WiMAX 契約者に通知します。

ただし、前項第６号により利用停止を行う場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りでありません。

第８章　通信

（インターネット接続サービスの利用）

第３６条　nojima WiMAX 契約者は、インターネット接続サービス（nojima WiMAX 通信サービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

２　当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

（通信の条件）

第３７条　当社は、nojima WiMAX 通信サービスを利用できる区域について、当社の指定するホームページに掲示するものとします。

　ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

２　当社は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。

３　nojima WiMAX 通信サービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。

　ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。

４　nojima WiMAX 通信サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。

５　nojima WiMAX 契約者は、１の料金契約において、同時に２以上の無線機器に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。

　ただし、この約款において特段の定めがある場合には、その定めによります。

６　nojima WiMAX 契約者は、１の料金契約において、同時に２以上のＷｉ－Ｆｉ機器に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。

　ただし、この約款において特段の定めがある場合には、その定めによります。

７　電波状況等により、nojima WiMAX 通信サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

８　無線機器に使用されるＩＰアドレスには、プライベートＩＰアドレスとグローバルＩＰアドレスとがあり、当社がそのいずれかを動的に割り当てるものとします。

（通信利用の制限）

第３８条　当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関

秩序の維持に直接関係がある機関 防衛に直接関係がある機関 海上の保安に直接関係がある機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信役務の提供に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 ガスの供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 別記３の基準に該当する新聞社等の機関 預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関

第３８条の２　当社は、前条の規定による場合のほか、次の通信利用の制限を行うことがあります。

（１）ＷｉＭＡＸ通信について、１の無線機器において一定時間内に基準値を超える大量の符合が送受信されようとした場合に、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過した符号の全部若しくは一部を破棄すること。

（２）ＣＤＭＡ通信について、提携事業者の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、そのＣＤＭＡ回線を用いて行われた通信が提携事業者の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他のＣＤＭＡ回線に対する提携事業者の電気通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、提携事業者の電気通信設備において取り扱う通信の総量が増加する時間帯において、そのＣＤＭＡ回線に係る通信の帯域を制限すること。

（３）ＣＤＭＡ通信について、１料金月における総情報量（通信の相手方に到達しなかったものを含みます。）が５，３６８，７０９，１２０バイト（５ギガバイト）を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、そのＣＤＭＡ回線に係る通信の伝送速度を最高１２８Ｋｂｉｔ／ｓに制限すること。

（４）ＷｉＭＡＸ２＋通信及びＬＴＥ通信について、当社又は提携事業者の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる等、当社又は提携事業者の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社又は提携事業者の電気通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、そのＷｉＭＡＸ２＋回線及びＬＴＥ回線に係る通信の帯域を制限すること。

（５）ＷｉＭＡＸ２＋通信及びＬＴＥ通信について、１料金月における総情報量（通信の相手方に到達しなかったものを含み、ＷｉＭＡＸ２＋通信とＬＴＥ通信の双方の情報量を合算したものとします。）が７，５１６，１９２，７６８バイト（７ギガバイト）を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、そのＷｉＭＡＸ２＋回線及びＬＴＥ回線に係る通信の伝送速度を最高１２８Ｋｂｉｔ／ｓに制限すること（以下「ＷｉＭＡＸ２＋総量規制」といいます。）。

（６）当社が別に定める一定時間以上継続してセッションを維持し当社の電気通信設備を占有する等、その通信が nojima WiMAX 通信サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。

第３８条の３　当社は、前２条の規定によるほか、当社又は提携事業者が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し又は当社若しくは提携

事業者に対する代金債務（立替払等に係る債務を含みます。）の履行が為されていないと判断したＷｉＭＡＸ２＋機器が契約者回線に接続された場合、その契約者回線を用いた通信の利用を制限することがあります。

第３８条の４　当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

第９章　料金等

第１節　料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

第３９条　nojima WiMAX 通信サービスの料金は、料金表第１表（nojima WiMAX 通信サービスに関する料金）に規定する基本使用料、パケット通信料、都度利用料、契約解除料、インターネット接続料、ＬＴＥオプション料、ユニバーサルサービス料、手続きに関する料金、ＷｉＭＡＸ機器追加料、ＷｉＭＡＸファミ得パック利用料、グローバルＩＰアドレスオプション利用料、窓口支払手数料及び督促手数料とします。

２　nojima WiMAX 通信サービスの工事に関する費用は、料金表第２表（工事費）に規定する工事費とします。

第２節　料金等の支払義務

（基本使用料の支払義務）

第４０条　nojima WiMAX 契約者は、その通常料金契約に係る提供開始日から通常料金契約の解除があった日（以下「提供終了日」といいます。）の前日までの期間（提供開始日と提供終了日が同一の日である場合は、その日）について、料金表第１表第１（基本使用料）に規定する基本使用料の支払いを要します。

ただし、この約款又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りでありません。

２　前項の期間において、利用の一時中断等により nojima WiMAX 通信サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料の支払いは、次によります。

（１）nojima WiMAX 契約者は、利用の一時中断をしたときは、その期間中の基本使用料の支払いを要します。

（２）nojima WiMAX 契約者は、利用停止があったときは、その期間中の基本使用料の支払いを要します。

（３）前２号の規定によるほか、nojima WiMAX 契約者は、次の場合を除き、nojima WiMAX 通信サービスを利用できなかった期間中の基本使用料の支払いを要します。

区　　別	支払いを要しない料金
nojima WiMAX 契約者の責めによらない理由によりその会員契約に係る全ての契約者回線（通常料金契約に係るものに限ります。）を全く利用できない状態（その会員契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、２４時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（２４時間の倍数である部分に限ります。）について、２４時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する基本使用料

３　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（基本使用料の日割り）

第４１条　当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料をその利用日数に応じて日割りします。

（１）その提供開始日又は提供終了日が料金月の起算日以外の日であったとき。

（２）その提供開始日と提供終了日が同一の料金月の起算日であったとき。

（３）料金月の起算日以外の日に基本使用料の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の基本使用料は、その増加又は減少のあった日から適用します。
（４）第４０条（基本使用料の支払義務）第２項第３号の表の規定に該当するとき。
（５）第４７条（料金の計算方法等）の規定により料金月の起算日の変更があったとき。
２　前項第１号から第４号までの規定による基本使用料の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第４０条（基本使用料の支払義務）第２項第３号の表に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる２４時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。
３　第１項第５号の規定による基本使用料の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

（パケット通信料の支払義務）
第４１条の２　nojima WiMAX 契約者は、その通常料金契約（料金表第１表第１（基本使用料）に規定する nojima STEP の適用を受けているものに限ります。）に係るパケット通信（その nojima WiMAX 契約者以外の者が行ったものを含みます。以下同じとします。）について、料金表第１表第２（パケット通信料）に規定するパケット通信料の支払いを要します。

（都度利用料の支払義務）
第４１条の３　nojima WiMAX 契約者は、その都度料金契約に基づいて利用開始登録を完了したときは、料金表第１表第３（都度利用料）に規定する都度利用料の支払いを要します。
２　nojima WiMAX 契約者は、利用可能期間において、nojima WiMAX 通信サービスを利用することができない状態が生じた場合であっても、その利用できなかった期間中の都度利用料の支払いを要します。

（契約解除料の支払義務）
第４２条　nojima WiMAX 契約者は、シングルサービスにおいて、最低利用期間中に通常料金契約の解除があったときは、料金表第１表第４（契約解除料）に規定する契約解除料の支払いを要します。

（インターネット接続料の支払義務）
第４２条の２　nojima WiMAX 契約者は、ハイブリッドサービスにおいて、その契約者回線とインターネット接続サービスに係る電気通信設備との間の通信が行われた料金月について、料金表第１表第５（インターネット接続料）に規定するインターネット接続料の支払いを要します。

（ＬＴＥオプション料の支払義務）
第４２条の３　nojima WiMAX 契約者は、ＷｉＭＡＸ２＋サービスにおいて、ハイスピードプラスエリアモードによる通信が行われた料金月について、料金表第１表第６（ＬＴＥオプション料）に規定するＬＴＥオプション料の支払いを要します。

（ユニバーサルサービス料の支払義務）
第４２条の４　nojima WiMAX 契約者は、料金月の末日が経過した時点にハイブリッドサービス又はＷｉＭＡＸ２＋サービスの提供を受けていたときは、料金表第１表第７（ユニバーサルサービス料）に規定するユニバーサルサービス料の支払いを要します。
２　nojima WiMAX 契約者は、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社がユニバーサルサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。

（手続きに関する料金の支払義務）
第４３条　nojima WiMAX 契約者は、nojima WiMAX 通信サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第１表第８（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。
　ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

（ＷｉＭＡＸ機器追加料の支払義務）
第４３条の２　nojima WiMAX 契約者は、シングルサービスにおいて、１の通常料金契約に基づく追加機器（１料金月内のいずれかの時点にＷｉＭＡＸ機器登録がなされていたＷｉＭＡＸ機器のうち、最初に登録されたＷｉＭＡＸ機器以外のものをいいます。以下同じとします。）の数が１以上であったときは、料金表第１表第９（ＷｉＭＡＸ機器追加料）に規定するＷｉＭＡＸ機器追加料の支払いを要します。
　ただし、nojima WiMAX 契約者の責めによらない理由により１料金月の全ての日にわたってその通常料金契約に係るＷｉＭＡＸ回線を全く利用できない状態（その通常料金契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りでありません。
２　ＷｉＭＡＸ機器追加料については、日割りは行いません。

（ＷｉＭＡＸファミ得パック利用料の支払義務）
第４３条の３　nojima WiMAX 契約者は、別表に定めるＷｉＭＡＸファミ得パックが適用された料金月について、料金表第１表第１０（ＷｉＭＡＸファミ得パック利用料）に規定するＷｉＭＡＸファミ得パック利用料の支払いを要します。
　ただし、nojima WiMAX 契約者の責めによらない理由により１料金月の全ての日にわたってその通常料金契約に係るＷｉＭＡＸ回線を全く利用できない状態（その通常料金契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りでありません。
２　ＷｉＭＡＸファミ得パック利用料については、日割りは行いません。

（グローバルＩＰアドレスオプション利用料の支払義務）
第４３条の４　nojima WiMAX 契約者は、別表に定めるグローバルＩＰアドレスオプションが適用された料金月（ＷｉＭＡＸ２＋サービスにあっては、別表に定める特定ＡＰＮを介して通信を行った料金月とします。）について、料金表第１表第１１（グローバルＩＰアドレスオプション利用料）に規定するグローバルＩＰアドレスオプション利用料の支払いを要します。
　ただし、nojima WiMAX 契約者の責めによらない理由により１料金月の全ての日にわたってその通常料金契約に係る契約者回線を全く利用できない状態（その通常料金契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りでありません。
２　グローバルＩＰアドレスオプション利用料については、日割りは行いません。

（窓口支払手数料の支払義務）
第４４条　nojima WiMAX 契約者は、当社又は料金回収会社が払込票（当社が指定する店舗において料金等を支払う際に必要となる書面をいいます。以下同じとします。）を発行したとき

は、料金表第１表第１２（窓口支払手数料）に規定する窓口支払手数料の支払いを要します。

（督促手数料の支払義務）
第４５条　nojima WiMAX 契約者は、当社又は料金回収会社が督促通知（料金その他の債務の支払いを求める行為であって、当社が行う会員契約の解除の予告を伴うものをいいます。以下同じとします。）を行った場合に、その支払期日を経過してもなお支払いがなかったときは、料金表第１表第１３（督促手数料）に規定する督促手数料の支払いを要します。

（工事費の支払義務）
第４６条　nojima WiMAX 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第２表（工事費）に定める工事費の支払いを要します。
　ただし、その工事の着手前にその契約の解除又はその請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
２　工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、nojima WiMAX 契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

第３節　料金等の計算及び支払い

（料金の計算方法等）
第４７条　当社は、nojima WiMAX 契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料、パケット通信料、インターネット接続料、ＬＴＥオプション料、ユニバーサルサービス料、ＷｉＭＡＸ機器追加料、ＷｉＭＡＸファミ得パック利用料及びグローバルＩＰアドレスオプション利用料は、料金月に従って計算するものとします。
　ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
２　当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。
３　この約款により nojima WiMAX 契約者が支払いを要する料金の額は、料金表に規定する額に消費税相当額を加算した額とします。

第４８条　削除

第４９条　削除

（料金等の請求）
第４９条の２　当社及び料金回収会社は、第６５条（請求書の発行）に規定する場合その他当社又は料金回収会社が必要と判断した場合を除き、書面による請求書の発行を行いません。

（料金等の支払い）
第５０条　nojima WiMAX 契約者は、通常料金契約に係る料金等の支払いについて、あらかじめ別記５に規定する支払方法のいずれかを指定していただきます。
２　nojima WiMAX 契約者は、通常料金契約に係る料金等について、当社が定める期日までに、前項の規定により指定した支払方法により支払っていただきます。

３　前項の場合において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
４　当社は、通常料金契約に係る料金等の支払いについて、次のいずれかに該当したときは、払込票を発行します。この場合において、nojima WiMAX 契約者は、第１項の規定により指定した支払方法にかかわらず、その払込票を使用して料金等を支払っていただきます。
５　前項の場合において、当社は、同項第２号又は第３号のいずれかに該当したときは、その該当した支払方法が変更されない限り、それ以降も払込票の発行を継続するものとし、nojima WiMAX 契約者は、その払込票を使用して料金等を支払っていただきます。
　ただし、同項第２号に該当した場合であって、その払込票により支払いが行われたときは、この限りでありません。
６　nojima WiMAX 契約者は、第４８条（債権の譲渡）の規定により譲渡した債権について、料金回収会社が前５項の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。
７　nojima WiMAX 契約者は、都度料金契約に係る料金等について、その利用開始登録を行うごとに、当社が指定するクレジットカードにより支払っていただきます。

（料金の一括後払い）
第５１条　当社は、当社に特別の事情がある場合は、nojima WiMAX 契約者の承諾を得て、２月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（料金等の臨時減免）
第５２条　当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金及び工事費を減免することがあります。
２　当社は、前項の規定により料金等の減免を行ったときは、当社の指定するホームページに掲示する等の方法により、そのことを周知します。

（期限の利益喪失）
第５３条　次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、nojima WiMAX 契約者は、この約款に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社及び料金回収会社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。
（１）nojima WiMAX 契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。
（２）nojima WiMAX 契約者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。
（３）nojima WiMAX 契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。
（４）nojima WiMAX 契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。
（５）nojima WiMAX 契約者の所在が不明であるとき。
（６）nojima WiMAX 契約者が預託金を預け入れないとき。
（７）その他 nojima WiMAX 契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。
２　nojima WiMAX 契約者は、前項第２号から第４号に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかに nojima WiMAX 通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

第４節　預託金

（預託金）

第５４条　nojima WiMAX 契約者は、次の場合には、nojima WiMAX 通信サービスの利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。
（１）会員契約の申込みの承諾を受けたとき。
（２）料金契約の申込みの承諾を受けたとき。
（３）第３５条（利用停止）第１項第１号、第２号又は第５号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。
２　預託金の額は、１料金契約あたり１０万円以内で当社が別に定める額とします。
３　預託金については、無利息とします。
４　当社は、その会員契約の解除等、預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。
５　当社は、預託金を返還する場合に、nojima WiMAX 契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

（買い戻しによる預託金の充当）
第５５条　当社は、料金回収会社が請求した料金その他の債務について、nojima WiMAX 契約者が支払期日を経過してもなお支払わなかった場合であって、その nojima WiMAX 契約者が当社に預託金を預け入れているときは、その債権（その額が預託金よりも大きいときは、預託金と同額分とします。）を料金回収会社から買い戻し、その額に預託金を充当することがあります。

第５節　割増金及び延滞利息

（割増金）
第５６条　nojima WiMAX 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の２倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

（延滞利息）
第５７条　nojima WiMAX 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年１４．５％の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第６節　端数処理

（端数処理）
第５８条　当社は、料金その他の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
　ただし、この約款に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

第１０章　保守

（当社の維持責任）

第５９条　当社は、当社の設置した電気通信回線設備を事業用電気通信設備規則（昭和６０年郵政省令第３０号）に適合するように維持します。

（nojima WiMAX 契約者の維持責任）

第６０条　nojima WiMAX 契約者は、無線機器を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

２　前項の規定のほか、nojima WiMAX 契約者は、無線機器を無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

（nojima WiMAX 契約者の切分責任）

第６１条　nojima WiMAX 契約者は、無線機器が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その無線機器に故障のないことを確認のうえ、当社に当社の電気通信設備の調査の請求をしていただきます。

（修理又は復旧）

第６２条　当社は、当社の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。

ただし、２４時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

第１１章　損害賠償

（責任の制限）

第６３条　当社は、通常料金契約に基づき nojima WiMAX 通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その会員契約に係る全ての契約者回線（通常料金契約に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）が全く利用できない状態（その会員契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、２４時間以上その状態が連続したときに限り、その nojima WiMAX 契約者の損害を賠償します。

２　前項の場合において、当社は、その会員契約に係る全ての契約者回線が全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（２４時間の倍数である部分に限ります。）について、２４時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその nojima WiMAX 通信サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

（１）料金表第１表第１（基本使用料）に規定する料金

（２）料金表第１表第２（パケット通信料）に規定する料金（その会員契約に係る全ての契約者回線を全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前６料金月における１通常料金契約当たりの１日平均のパケット通信料（前６料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

３　前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、第４１条（基本使用料の日割り）の規定に準じて取り扱います。

４　当社は、nojima WiMAX 通信サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前３項の規定は適用しません。

（免責）

第６４条　当社は、電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。

２　当社は、nojima WiMAX 通信サービスに係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、nojima WiMAX 契約者が使用若しくは所有している無線機器（その無線機器を結合又は装着等することにより一体的に使用される電子機器その他の器具を含みます。）の改造又は交換等を要することとなった場合であっても、その改造又は交換等に要する費用については負担しません。

３　当社は、都度料金契約に基づき nojima WiMAX 通信サービスを提供すべき場合において、その提供をしなかったときは、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

第１２章　付随サービス

第６５条　削除

（支払証明書の発行）

第６６条　当社は、nojima WiMAX 契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その支払証明書（その nojima WiMAX 契約者に係る料金その他の債務が既に支払われた旨の証明書をいいます。以下同じとします。）を発行します。

２　nojima WiMAX 契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第３表（付随サービスに関する料金等）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

第１３章　雑則

（承諾の限界）

第６７条　当社は、nojima WiMAX 契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

（無線事業における利用の禁止）

第６７条の２　nojima WiMAX 契約者は、この約款により提供を受ける契約者回線について、自ら又は他の電気通信事業者が行う無線事業（事業法施行規則に定める公衆無線ＬＡＮアクセスサービス、携帯電話又はＰＨＳに係る電気通信事業をいいます。以下同じとします。）の用に供してはならないものとします。

（利用に係る nojima WiMAX 契約者の義務）

第６８条　nojima WiMAX 契約者は、次のことを守っていただきます。

（１）無線機器を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は無線機器の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。

（２）故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

（３）当社が無線機器に登録した認証情報を改ざんしないこと。

（４）他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、若しくは他人の利益を害する態様で nojima WiMAX 通信サービスを利用し、又は他人に利用させないこと。なお、別記４に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

（５）位置情報（無線機器の所在に係る緯度及び経度の情報をいいます。以下同じとします。）を取得することができる無線機器を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。

２　nojima WiMAX 契約者は、前項各号の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

第６９条　削除

（他の電気通信事業者への通知）

第６９条の２　nojima WiMAX 契約者は、提携事業者が当社と提携してａｕスマートバリューｍｉｎｅ（提携事業者がａｕ（ＷＩＮ）通信サービス契約約款又はａｕ（ＬＴＥ）通信サービス契約約款の定めにより提供する料金の割引であって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）を nojima WiMAX 契約者に案内及び提供するために（以下「本目的」といいます。）、その氏名、住所、電話番号、生年月日並びに締結している契約の内容及び契約状況等の情報を、本目的の達成に必要な範囲で当社が提携事業者に提供することにあらかじめ同意するものとします。

（nojima WiMAX 契約者に係る情報の利用）

第７０条　当社は、nojima WiMAX 契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲（nojima WiMAX 契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。

なお、nojima WiMAX 通信サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

（公衆無線ＬＡＮサービスの認証）

第７０条の２　ＷｉＭＡＸ２＋サービスを利用している nojima WiMAX 契約者は、株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス（以下「Ｗｉ－Ｆｉ提携事業者」といいます。）が公衆無線ＬＡＮサービス契約約款に基づき nojima WiMAX 契約者へ提供する「ａｕ Ｗｉ－Ｆｉ ＳＰＯＴ」の認証において、Ｗｉ－Ｆｉ提携事業者から当社へその nojima WiMAX 契約者が使用しているＵＩＭカードの有効性の確認を求められた場合に、当社がその照会に応じることにあらかじめ同意していただきます。

２　当社は、前項の対応に関して生じた損害については、その理由の如何にかかわらず、一切の責任を負わないものとします。

（認定機器以外の無線機器の扱い）

第７０条の３　nojima WiMAX 契約者は、認定機器（当社が別に定めるところにより当社の要求項目に適合していることを認定した無線機器をいいます。）以外の無線機器を契約者回線へ接続して利用することができません。

（検査等のためのＷｉＭＡＸ機器の持込み）

第７１条　nojima WiMAX 契約者は、次の場合には、その無線機器を、当社が指定した期日に当社が指定するサービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

（１）第２４条（ＷｉＭＡＸ機器の接続）から第２８条（無線機器の電波法に基づく検査）の規定に基づく無線機器の検査を受けるとき。

（２）その他当社が必要と認めるとき。

（合意管轄裁判所）

第７２条　この約款に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（準拠法）

第７３条　この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

料金表

第１表　nojima WiMAX 通信サービスに関する料金

第１　基本使用料

１　適用

基本使用料の適用については、第４０条（基本使用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

<table>
<tr><th colspan="2">基本使用料の適用</th></tr>
<tr><td>（１）基本使用料の料金種別の選択</td><td>ア　基本使用料には、nojima WiMAX 通信サービスの種類に応じて、次の料金種別があります。
（ア）シングルサービスに係るもの
<table>
<tr><th>基本使用料の料金種別</th></tr>
<tr><td>nojima FLAT</td></tr>
<tr><td>nojima FLAT 年間パスポート</td></tr>
<tr><td>nojima STEP</td></tr>
</table>
（イ）ハイブリッドサービスに係るもの
<table>
<tr><th>基本使用料の料金種別</th></tr>
<tr><td>nojima FLAT プラス</td></tr>
<tr><td>nojima FLAT プラス（期間条件なし）</td></tr>
</table>
（ウ）ＷｉＭＡＸ２＋サービスに係るもの
<table>
<tr><th>基本使用料の料金種別</th></tr>
<tr><td>nojima FLAT ツープラス</td></tr>
<tr><td>nojima FLAT ツープラス ａｕスマホ割(2 年)</td></tr>
<tr><td>nojima FLAT ツープラス ａｕスマホ割(4 年)</td></tr>
<tr><td>nojima FLAT ツープラス（期間条件なし）</td></tr>
<tr><td>nojima FLAT ツープラス ギガ放題 ａｕスマホ割(2 年)</td></tr>
<tr><td>nojima FLAT ツープラス ギガ放題（期間条件なし）</td></tr>
</table>
イ　nojima WiMAX 契約者は、通常料金契約の申込みに際して、基本使用料の料金種別を選択していただきます。
ウ　nojima WiMAX 契約者は、基本使用料の料金種別を変更するときは、そのことを当社が別に定める方法によりサービス取扱所に申し込んでいただきます。
エ　当社は、ウの申込みがあった場合は、次のとおり取り扱います。
ただし、業務の遂行上やむを得ないときは、この限りでありません。
（ア）シングルサービス又はＷｉＭＡＸ２＋サービスに係る基本使用料の料金種別の変更については、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。
（イ）ハイブリッドサービスに係る基本使用料の料金種別の変更については、下表のとおりとします。
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>適用開始日</th></tr>
<tr><td>１　nojima FLAT プ</td><td>その申込みを当社が承諾した日を</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td><table>
<tr><td>ラス（期間条件なし）からnojima FLAT プラスへ変更したとき。</td><td>含む料金月の初日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。</td></tr>
<tr><td>２　nojima FLAT プラスからnojima FLAT プラス（期間条件なし）へ変更したとき。</td><td>その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。
　ただし、（４）に定める更新月にその変更の申込みがあったときは、その更新月の初日から適用します。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>（２）nojima FLAT 年間パスポートの取扱い</td><td>ア　nojima FLAT 年間パスポートは、その適用を開始した日（イの規定により更新されたものであるときは、その更新があった日とします。）を含む料金月から起算して１２料金月が経過することとなる料金月（以下この欄において「満了月」といいます。）の末日をもって適用期間が満了します。
イ　当社は、満了月が経過した場合は、その満了月の翌料金月（以下この欄において「更新月」といいます。）の初日にnojima FLAT 年間パスポートを更新して適用します。
ウ　nojima WiMAX 契約者は、nojima FLAT 年間パスポートの適用を受けている通常料金契約について、契約の解除又は料金種別の変更があった場合は、（ア）に定める年間パスポート解除料を支払っていただきます。ただし、（イ）に定める適用除外要件のいずれかに該当しているときは、この限りでありません。
（ア）年間パスポート解除料
１通常料金契約ごとに
<table><tr><th>区　　分</th><th>料金額（税抜）</th></tr><tr><td>年間パスポート解除料</td><td>５，０００円</td></tr></table>（イ）適用除外要件
①満了月の末日又は更新月に契約の解除があったとき。
②更新月又はその翌料金月に料金種別の変更があったとき。
③別記７において年間パスポート解除料の支払いを要さないこととされている料金種別の変更があったとき。
エ　nojima WiMAX 契約者は、通常料金契約の解除に伴って年間パスポート解除料が発生した場合は、第４２条（契約解除料の支払義務）の規定にかかわらず、その契約解除料の支払いを要しません。</td></tr>
<tr><td>（３）nojima FLAT プラスの取扱い</td><td>ア　nojima FLAT プラスは、その適用を開始した日を含む料金月の翌料金月（イの規定により更新されたものであるときは、その更新月とします。）から起算して２４料金月が経過することとなる料金月（以下この欄において「満了月」といいます。）の末日をもって適用期間が満了します。
イ　当社は、満了月が経過した場合は、その満了月の翌料金月（以下この欄において「更新月」といいます。）の初日にnojima FLAT プラスを更新して適用します。</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td></td>
<td>ウ　nojima WiMAX 契約者は、nojima FLAT プラスの適用を受けている通常料金契約について、契約の解除又は料金種別の変更があった場合は、（ア）に定めるプラン解除料を支払っていただきます。ただし、（イ）に定める適用除外要件のいずれかに該当しているときは、この限りでありません。
（ア）プラン解除料
１通常料金契約ごとに
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>料金額（税抜）</th></tr>
<tr><td>プラン解除料</td><td>９，５００円</td></tr>
</table>
（イ）適用除外要件
①更新月に契約の解除があったとき。
②更新月に料金種別の変更があったとき。
エ　当社は、nojima FLAT プラスの適用を受けている通常料金契約について、更新月に契約の解除があったときは、更新月の初日に料金種別を nojima FLAT プラス（期間条件なし）へ変更したものとみなして基本使用料を適用します。</td>
</tr>
<tr>
<td>（４）nojima FLAT ツープラス、nojima FLAT ツープラス ａｕスマホ割(2 年)、nojima FLAT ツープラス ａｕスマホ割(4 年)又は nojima FLAT ツープラス ギガ放題 ａｕスマホ割(2 年)の取扱い</td>
<td>ア　nojima FLAT ツープラス、nojima FLAT ツープラス ａｕスマホ割(2 年)、nojima FLAT ツープラス ａｕスマホ割(4 年)又は nojima FLAT ツープラス ギガ放題 ａｕスマホ割(2 年)（以下、これらの料金種別をこの欄において「本プラン」と総称します。）は、その適用を開始した日を含む料金月の翌料金月（基本使用料の料金種別の変更により適用を開始したときはその適用を開始した日を含む料金月、イの規定により更新されたものであるときはその更新月とします。）から起算して次表に定める適用月数が経過することとなる料金月（以下この欄において「満了月」といいます。）の末日をもって適用期間が満了します。
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>適用月数</th></tr>
<tr><td>nojima FLAT ツープラス</td><td>２４料金月</td></tr>
<tr><td>nojima FLAT ツープラス ａｕスマホ割(2 年)</td><td>２４料金月</td></tr>
<tr><td>nojima FLAT ツープラス ａｕスマホ割(4 年)</td><td>４８料金月</td></tr>
<tr><td>nojima FLAT ツープラス ギガ放題 ａｕスマホ割(2 年)</td><td>２４料金月</td></tr>
</table>
イ　当社は、本プランについて、満了月が経過した場合は、その満了月の翌料金月（以下この欄において「更新月」といいます。）の初日に同一の料金種別で更新して適用します。
ウ　nojima WiMAX 契約者は、本プランの適用を受けている通常料金契約について、契約の解除又は料金種別の変更があった場合は、（ア）に定めるプラン解除料を支払っていただきます。ただし、（イ）に定める適用除外要件のいずれかに該当しているときは、この限りでありません。
（ア）プラン解除料
１通常料金契約ごとに
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>料金額（税抜）</th></tr>
<tr><td>プラン解除料</td><td>９，５００円</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td></td>
<td>（イ）適用除外要件
①満了月の末日又は更新月に契約の解除があったとき。
②更新月又はその翌料金月に料金種別の変更があったとき。
③別記６においてプラン解除料の支払いを要さないこととされている料金種別の変更があったとき。
エ　基本使用料の料金種別の変更により本プランの適用を開始した場合であって、別記７においてその変更時に適用期間を引き継ぐ旨が定められているときは、その変更後の料金種別に係る最初の適用期間は、アの定めにかかわらず、その変更前の料金種別に設定されていた満了月をもって満了します。</td>
</tr>
<tr>
<td>（５）定期プラン解除料に関する特約の適用</td>
<td>ア　定期プラン解除料に関する特約（以下「定期プラン特約」といいます。）とは、nojima WiMAX 契約者の選択により、（２）、（３）、（５）及び（６）の規定にかかわらず、次に定める年間パスポート解除料又はプラン解除料を適用することをいいます。
（ア）nojima FLAT 年間パスポートに係るもの
１通常料金契約ごとに
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>料金額（税抜）</th></tr>
<tr><td>年間パスポート解除料</td><td>９，５００円</td></tr>
</table>
（イ）nojima FLAT ツープラス、nojima FLAT ツープラス ａｕスマホ割(2 年)又は nojima FLAT ツープラス ギガ放題 ａｕスマホ割(2 年)に係るもの
１通常料金契約ごとに
<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>料金額（税抜）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">プラン解除料</td><td>1 年目</td><td>１９，０００円</td></tr>
<tr><td>2 年目</td><td>１４，０００円</td></tr>
<tr><td colspan="3">備考　定期プラン特約の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月（基本使用料の料金種別の変更と同時に適用を開始したときはその適用を開始した日を含む料金月とします。）から１２料金月経過ごとに１年として取り扱います。</td></tr>
</table>
（ウ）nojima FLAT ツープラス ａｕスマホ割(4 年)に係るもの
１通常料金契約ごとに
<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>料金額（税抜）</th></tr>
<tr><td rowspan="4">プラン解除料</td><td>1 年目</td><td>１９，０００円</td></tr>
<tr><td>2 年目</td><td>１４，０００円</td></tr>
<tr><td>3 年目</td><td>９，５００円</td></tr>
<tr><td>4 年目</td><td>９，５００円</td></tr>
<tr><td colspan="3">備考　定期プラン特約の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月（基本使用料の料金種別の変更と同時に適用を開始したときはその適用を開始した日を含む料金月とします。）から１２料金月経過ごとに１年として取り扱います。</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>イ　定期プラン特約は、初回の満了月が経過した時点にその適用を廃止するものとします。
ウ　当社は、定期プラン特約の適用の開始又は廃止があった場合は、この約款において特段の定めがない限り、基本使用料の料金種別の変更があったものとみなして取り扱います。</td></tr>
<tr><td>（６）ＷｉＭＡＸまとめてプランの適用</td><td>ア　当社は、nojima WiMAX 契約者の選択により、２（料金額）に規定する基本使用料に下表の加算料を加える取扱い（以下「ＷｉＭＡＸまとめてプラン」といいます。）を適用します。
ＷｉＭＡＸまとめてプランの適用１件ごとに月額
<table>
<tr><th>種　　別</th><th>加算料（税抜）</th></tr>
<tr><td>ＷｉＭＡＸまとめてプラン５００（Ｔ８）</td><td>４６３円</td></tr>
<tr><td>ＷｉＭＡＸまとめてプラン８００（Ｔ８）</td><td>７４１円</td></tr>
<tr><td>ＷｉＭＡＸまとめてプラン１０４０（Ｔ８）</td><td>９６３円</td></tr>
<tr><td>ＷｉＭＡＸまとめてプラン１６７０（Ｔ８）</td><td>１，５４７円</td></tr>
</table>
イ　ＷｉＭＡＸまとめてプランは、シングルサービス又はＷｉＭＡＸ２＋サービスに係る通常料金契約に限り選択することができます。
ウ　ＷｉＭＡＸまとめてプランを選択する nojima WiMAX 契約者は、アの種別及びその加算対象となる通常料金契約を指定して当社に申し出ていただきます。
エ　当社は、ウの申込みがあった場合は、次のいずれかに該当するときを除いて、これを承諾します。
（ア）その nojima WiMAX 契約者が nojima WiMAX 通信サービスに係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
（イ）その nojima WiMAX 契約者が第３５条（利用停止）第１項各号の規定のいずれかに該当し、nojima WiMAX 通信サービスの利用を停止されたことがあるとき。
（ウ）その通常料金契約において同時に適用されるＷｉＭＡＸまとめてプランの数（その申込日を含む料金月に廃止された数を含みます。）が２件を超えることとなるとき。
（エ）その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
オ　nojima WiMAX 契約者は、エの承諾を受けた場合は、その承諾した日（加算対象となる通常料金契約の締結と同時にＷｉＭＡＸまとめてプランを申し込んだ場合は、その提供開始日とします。以下「ＷｉＭＡＸまとめてプラン開始日」といいます。）を含む料金月から起算してその廃止日の前日（ＷｉＭＡＸまとめてプラン開始日とその廃止日が同一の日である場合は、その日）を含む料金月までの期間について、アの加算料を支払っていただきます。
カ　加算料については、第４１条（基本使用料の日割り）の規定にかかわらず、日割りを行いません。</td></tr>
</table>

キ　nojima WiMAX 契約者は、ＷｉＭＡＸまとめてプランの種別を変更することができません。

ク　ＷｉＭＡＸまとめてプランは、そのＷｉＭＡＸまとめてプラン開始日を含む料金月から起算して２４料金月が経過することとなる料金月の末日をもって自動的に終了するものとします。

ケ　nojima WiMAX 契約者は、（ア）の発生事由のいずれかに該当した場合は、（イ）のＷｉＭＡＸまとめてプラン解除料の支払いを要します。

（ア）発生事由

①ＷｉＭＡＸまとめてプランの適用を受けている通常料金契約の解除があったとき。

②nojima WiMAX 契約者からの申出によりＷｉＭＡＸまとめてプランの適用を廃止したとき。

（イ）ＷｉＭＡＸまとめてプラン解除料

ＷｉＭＡＸまとめてプランの適用１件ごとに

種　　別	料金額（税抜）
ＷｉＭＡＸまとめてプラン５００（Ｔ８）	４６３円に残余月数を乗じて得た額
ＷｉＭＡＸまとめてプラン８００（Ｔ８）	７４１円に残余月数を乗じて得た額
ＷｉＭＡＸまとめてプラン１０４０（Ｔ８）	９６３円に残余月数を乗じて得た額
ＷｉＭＡＸまとめてプラン１６７０（Ｔ８）	１，５４７円に残余月数を乗じて得た額
備考　残余月数は、２４から継続月数（そのＷｉＭＡＸまとめてプラン開始日から起算して（ア）の発生事由に該当した日の前日（ＷｉＭＡＸまとめてプラン開始日とその廃止日が同一の日である場合は、その日）までの期間を含む料金月の数）を控除した数とします。	

コ　当社は、当社が別に定める方法によりシングルサービスに係る通常料金契約（以下この欄において「旧契約」といいます。）を解除すると同時にＷｉＭＡＸ２＋サービスに係る通常料金契約（以下この欄において「新契約」といいます。）を締結した場合であって、旧契約においてＷｉＭＡＸまとめてプランを適用していたときは、新契約について旧契約と同一種別のＷｉＭＡＸまとめてプランを適用するものとし、旧契約のＷｉＭＡＸまとめてプラン開始日を新契約のＷｉＭＡＸまとめてプラン開始日とみなして取り扱います。この場合、nojima WiMAX 契約者は、ケの規定にかかわらず、旧契約に係るＷｉＭＡＸまとめてプラン解除料の支払いを要しません。

（７）ａｕスマートバリューｍｉｎｅの取扱い	ア　当社は、nojima WiMAX 契約者が nojima FLAT ツープラス ａｕスマホ割(2 年)、nojima FLAT ツープラス ａｕスマホ割(4 年)（以下、これらの料金種別をこの欄において「本プラン」と総称します。）の適用を受ける契約者回線を指定して提携事業者へａｕスマートバリューｍｉｎｅの適用の申込みをし、その承諾を受けた場合は、その承諾日の翌日（その日においてその契約者回線が本プランの適用を受けていないときは、その適用が開始された日とします。）以降、その契約者回線について、ハイスピードモードにおけるＷｉＭＡＸ２＋通信に係る情報量を、第３８条の２（通信利用の制限）第１項第５号に定める総情報量の集計から除外します。 　ただし、nojima FLAT ツープラス ａｕスマホ割(2 年)の適用を受けている契約者回線については、平成２７年２月１９日以前の申込みによりその料金種別の適用が開始されたものであって、その契約者回線に係るａｕスマートバリューｍｉｎｅの適用を受けている提携事業者の電気通信サービスにおいて、次のいずれかの料金が適用されているものに限ります。 （ア）提携事業者のａｕ（ＷＩＮ）通信サービス契約約款に定める特定パケット通信定額制、プランＦ（ＩＳ）又はプランＦ（ＩＳ）シンプル （イ）提携事業者のａｕ（ＬＴＥ）通信サービス契約約款に定める特定データ通信定額制又は特定データ通信定額制（Ｖ） イ　当社は、アに定めるａｕスマートバリューｍｉｎｅの適用が廃止された場合は、翌料金月以降、その契約者回線に係るアの措置を取り止めるものとします。
（８）基本使用料の料金種別による総量規制の緩和等	ア　nojima FLAT ツープラス ギガ放題 ａｕスマホ割(2 年)、又は nojima FLAT ツープラス ギガ放題（期間条件なし）（以下、これらの料金種別をこの欄において「本プラン」と総称します。）の適用を受けている契約者回線については、ハイスピードモードにおけるＷｉＭＡＸ２＋通信に係る情報量を、第３８条の２（通信利用の制限）第１項第５号に定める総情報量の集計から除外します。 イ　本プランの適用を受けている契約者回線については、ＷｉＭＡＸ２＋基地局設備の混雑状況によりＷｉＭＡＸ２＋通信の伝送速度を制限する場合があります。

２　料金額

２－１　シングルサービスに係るもの

１通常料金契約ごとに月額

区　　分	料金額（税抜）
nojima FLAT	４，２６７円
nojima FLAT 年間パスポート	３，６９６円
nojima STEP	３６２円

２－２　ハイブリッドサービスに係るもの

１通常料金契約ごとに月額

区　　分	料金額（税抜）
nojima FLAT プラス	５，２００円
nojima FLAT プラス（期間条件なし）	６，２００円

２－３　ＷｉＭＡＸ２＋サービスに係るもの

１通常料金契約ごとに月額

区　　分	料金額（税抜）
nojima FLAT ツープラス	４，１９６円
nojima FLAT ツープラス　ａｕスマホ割(2 年)	４，１９６円
nojima FLAT ツープラス　ａｕスマホ割(4 年)	４，１９６円
nojima FLAT ツープラス（期間条件なし）	５，１９６円
nojima FLAT ツープラス ギガ放題　ａｕスマホ割(2 年)	４，８８０円
nojima FLAT ツープラス ギガ放題（期間条件なし）	５，８８０円

第２　パケット通信料

１　適用

パケット通信料の適用については、第４１条の２（パケット通信料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

パケット通信料の適用	
（１）パケット通信料の算定	ア　パケット通信料は、通常料金契約ごとに、１料金月におけるパケット通信の総情報量（各セッションの設定から切断までの間に測定した情報量（ＷｉＭＡＸ機器又はインターネットに到達しなかったものを含みます。）の合計とします。）について、１２８バイトまでごとに１の課金パケットとして算出します。 イ　パケット通信に係る情報量は、ＷｉＭＡＸ基地局設備とインターネットとの間に設置した当社の機器により単位測定時間（セッションの設定時刻から当社が別に定める間隔ごとに区切った各時間をいいます。以下同じとします。）ごとに集計します。 ウ　単位測定時間の開始時刻と終了時刻とが異なる料金月に属する場合は、その単位測定時間の情報量（nojima FLAT 又は nojima FLAT 年間パスポートが適用される料金月のパケット通信に係るものを含みます。）を終了時刻が属する料金月の情報量とみなして取り扱います。 エ　ウの規定は、機器の故障等により２以上の連続する単位測定時間の情報量を区別することができなかった場合には、それらを合わせて１の単位測定時間とみなして適用します。 オ　nojima WiMAX 契約者は、通常料金契約ごとの１料金月の課金パケット数のうち、９，０５０課金パケットまでの部分については、そのパケット通信料の支払いを要しません。

<table>
<tr><td>（２）上限額の適用</td><td>nojima WiMAX 契約者は、通常料金契約ごとに、（１）の規定により算出した１料金月のパケット通信料の額が次表の上限額を超える場合は、その超えた額の支払いを要しません。<table><tr><th>区　　分</th><th>料金額（税抜）</th></tr><tr><td>上限額</td><td>４，３８１円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>（３）正しく算定できなかった場合の取扱い</td><td>nojima WiMAX 契約者は、パケット通信料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、通常料金契約ごとに、次の方法により算定した料金額の支払いを要します。
ア　過去１年間の実績を把握することができる場合
機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があったと認められる日）を含む料金月の前１２料金月の各料金月における１通常料金契約当たりの１日平均のパケット通信料が最低となる値に算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
イ　ア以外の場合
把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した１通常料金契約当たりの１日平均のパケット通信料に算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</td></tr>
</table>

２　料金額

１課金パケットごとに

区　　分	料金額（税抜）
パケット通信料	０．０４円

第３　都度利用料

１利用開始登録ごとに

区　　分	料金額（税抜）
都度利用料	５７２円

第４　契約解除料

１通常料金契約ごとに

区　　分	料金額（税抜）
契約解除料	２，０００円

第５　インターネット接続料

１通常料金契約ごとに月額

区　　分	料金額（税抜）
インターネット接続料	５００円

第６　ＬＴＥオプション料

１通常料金契約ごとに月額

区　　分	料金額（税抜）
ＬＴＥオプション料	１，００５円

第７　ユニバーサルサービス料

１通常料金契約ごとに月額

区　　分	料金額（税抜）
ユニバーサルサービス料	２円

第８　手続きに関する料金

１　適用

手続きに関する料金の適用については、第４３条（手続きに関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

<table>
<tr><th colspan="2">手続きに関する料金の適用</th></tr>
<tr><td>（１）手続きに関する料金の適用</td><td>手続きに関する料金は、次のとおりとします。
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>登録料</td><td>通常料金契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr>
<tr><td>ＵＩＭカード再発行手数料</td><td>ＵＩＭカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなＵＩＭカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr>
<tr><td>ＷｉＭＡＸ機器登録料</td><td>通常料金契約に係るＷｉＭＡＸ機器登録の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>（２）手続きに関する料金の適用除外</td><td>nojima WiMAX 契約者は、次の場合には、そのＷｉＭＡＸ機器登録料の支払いを要しません。
ただし、イに該当する場合であって、その通常料金契約について同時に複数のＷｉＭＡＸ機器登録の請求があったときは、１の請求を除いて、その支払いを要します。
ア　当社が別に定める方法によりＷｉＭＡＸ機器登録の請求を行ったとき。
イ　ア以外の場合であって、現にＷｉＭＡＸ機器登録が行われていない通常料金契約についてＷｉＭＡＸ機器登録の請求を行ったとき。</td></tr>
</table>

２　料金額

区　　分	単　　位	料金額（税抜）
登録料	１通常料金契約ごとに	３，０００円
ＵＩＭカード再発行手数料	１枚ごとに	２，０００円
ＷｉＭＡＸ機器登録料	１登録ごとに	１００円

第９　ＷｉＭＡＸ機器追加料

１追加機器ごとに月額

区　　分	料金額（税抜）
ＷｉＭＡＸ機器追加料	１９１円

第１０　ＷｉＭＡＸファミ得パック利用料

１通常料金契約ごとに月額

区　　分	料金額（税抜）

ＷｉＭＡＸファミ得パック利用料	２，１７２円

第１１　グローバルＩＰアドレスオプション利用料

１通常料金契約ごとに月額

区　　分	料金額（税抜）
グローバルＩＰアドレスオプション利用料	９６円

第１２　窓口支払手数料

払込票１通ごとに

区　　分	料金額（税抜）
窓口支払手数料	１５０円

第１３　督促手数料

１督促通知ごとに

区　　分	料金額（税抜）
督促手数料	３００円

第２表　工事費

区　　分	料金額（税抜）
工事費	別に算定する実費

第３表　付随サービスに関する料金等

支払証明書の発行手数料

発行１回ごとに

区　　分	料金額（税抜）
支払証明書の発行手数料	４００円

（注）支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の発行手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料（実費）が必要な場合があります。

別表　オプション機能

<table>
<tr><th>種　　類</th><th colspan="2">提　　供　　条　　件</th></tr>
<tr><td>１　公衆無線ＬＡＮオプション（nojima Ｗｉ－Ｆｉ／nojima Ｗｉ－Ｆｉプレミアム）</td><td colspan="2">（１）Ｗｉ－Ｆｉ基地局設備とnojima WiMAX契約者が指定するＷｉ－Ｆｉ機器との間において通信を行うことができるようにする機能をいいます。
（２）公衆無線ＬＡＮオプションには、nojima Ｗｉ－Ｆｉ及びnojima Ｗｉ－Ｆｉプレミアムの２種類があり、それぞれnojima WiMAX通信サービスの種類に応じて下表のとおり提供します。
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>公衆無線ＬＡＮオプションの種類</th></tr>
<tr><td>ア　シングルサービスの場合</td><td>nojima Ｗｉ－Ｆｉ</td></tr>
<tr><td>イ　ＷｉＭＡＸ２＋サービスの場合</td><td>nojima Ｗｉ－Ｆｉプレミアム</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td></td><td>備考</td><td>（１）本機能は、シングルサービス又はＷｉＭＡＸ２＋サービスに限り提供します。
（２）本機能に係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。
　ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。
（３）nojima Ｗｉ－Ｆｉプレミアムの申込みは、当社が別に定める方法によりＷｉ－Ｆｉ提携事業者の公衆無線ＬＡＮサービス契約約款におけるＷｉＭＡＸ２＋ Ｗｉ－Ｆｉサービスの申込みと併せて行っていただきます。
（４）当社は、（３）の場合において、ＷｉＭＡＸ２＋ Ｗｉ－Ｆｉサービスに係る利用契約が成立しなかったときは、そのnojima Ｗｉ－Ｆｉプレミアムの申込みを承諾しません。
（５）当社は、nojima Ｗｉ－Ｆｉプレミアムの提供を開始した後、同時に申し込まれたＷｉＭＡＸ２＋ Ｗｉ－Ｆｉサービスに係る利用契約が終了したときは、nojima Ｗｉ－Ｆｉプレミアムの提供を終了します。
（６）nojima WiMAX契約者は、Ｗｉ－Ｆｉ提携事業者が当社へ（４）及び（５）の業務の遂行に必要な情報を通知することにあらかじめ同意していただきます。
（７）当社は、本機能の利用の請求を承諾したときは、nojima WiMAX契約者にＷｉ－Ｆｉ認証ＩＤ（本機能を利用するnojima WiMAX契約者を識別するための英字、数字及び記号の組み合わせをいいます。以下同じとします。）を付与します。
（８）nojima WiMAX契約者は、自らの責任において、Ｗｉ－Ｆｉパスワード（当社がＷｉ－Ｆｉ認証ＩＤと組み合わせてそのnojima WiMAX契約者を認証するための英字及び数字の組み合わせをいいます。以下同じとします。）を設定していただきます。</td></tr>
</table>

		（９）nojima WiMAX 契約者は、Ｗｉ－Ｆｉ認証ＩＤ及びＷｉ－Ｆｉパスワードについて、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、その不正使用が想定される事態を認識したときは、そのことを速やかに nojima WiMAX 通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。 （１０）当社は、Ｗｉ－Ｆｉ認証ＩＤ及びＷｉ－Ｆｉパスワードの漏えいが想定される事態を発見したときは、事前の通知なく、本機能の利用を停止できるものとします。 （１１）当社は、Ｗｉ－Ｆｉ回線において、ＳＳＩＤ及びＷＥＰキーを利用してセキュリティを確保します。 　ただし、これによりセキュリティを完全に確保することを当社が保証するものではありません。 （１２）nojima WiMAX 契約者は、Ｗｉ－Ｆｉ提携事業者が公衆無線ＬＡＮサービス契約約款に基づき提供する nojima WiMAX Ｗｉ－Ｆｉワイド又はＷｉＭＡＸ２＋Ｗｉ－Ｆｉサービスの認証に際して、nojima WiMAX 契約者がＷｉ－Ｆｉ提携事業者に提示したＷｉ－Ｆｉ認証ＩＤ及びＷｉ－Ｆｉパスワードの有効性について、Ｗｉ－Ｆｉ提携事業者から当社へ確認を求められた場合に、当社がその結果をＷｉ－Ｆｉ提携事業者へ通知することにあらかじめ同意していただきます。 （１３）当社は、本機能の提供及び（１２）の通知に関連して生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。 （１４）ＷｉＭＡＸファミ得パックの適用を受けている通常料金契約については、同時に２のＷｉ－Ｆｉ機器にＷｉ－Ｆｉ回線を設定して通信を行うことができます。 （１５）当社は、本機能の提供にあたって、当社が定めるソフトウェア又は通信プロトコルに係る通信等を制限する措置を執ることがあります。 （１６）本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
２　ＷｉＭＡＸファミ得パック	１の通常料金契約において同時に２のＷｉＭＡＸ機器にＷｉＭＡＸ回線を設定して通信を行うことができるようにする機能をいいます。	
	備考	（１）本機能は、シングルサービス（通常料金契約に基づき提供しているものに限ります。）に限り提供します。 （２）nojima WiMAX 契約者は、当社が業として行われるものと認める態様により、本機能を利用して１の通常料金契約に基づき２以上の異なる者へＷｉＭＡＸ回線を提供してはならないものとします。 （３）本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

<table>
<tr><td rowspan="2">３　グローバルＩＰアドレスオプション</td><td colspan="2">nojima WiMAX 契約者が指定した通常料金契約で使用されるＷｉＭＡＸ機器に専らグローバルＩＰアドレスを割り当てる機能をいいます。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td>（１）本機能は、シングルサービス（通常料金契約に基づき提供しているものに限り、この約款に定めのない基本使用料の料金種別が適用されているものを除きます。）又はＷｉＭＡＸ２＋サービスに限り提供します。
（２）ＷｉＭＡＸ２＋サービスを利用している nojima WiMAX 契約者は、当社が別に定める接続先（以下「特定ＡＰＮ」といいます。）を介して通信を行うことにより本機能を利用することができます。
（３）本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</td></tr>
</table>

別記

１　無線機器が適合すべき技術基準等

区　　分	技術基準等
技術基準	端末設備等規則（昭和６０年郵政省令第３１号）
技術的条件	―

２　料金収納代行となる料金回収会社

料金回収会社
みずほファクター株式会社（旧　富士銀ファクター）

３　新聞社等の基準

区　　分	基　　準
（１）新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ア　政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 イ　発行部数が１の題号について、８，０００部以上であること。
（２）放送事業者等	放送法（昭和２５年法律第１３２号）第２条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送法（昭和４７年法律第１１４号）第２条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
（３）通信社	新聞社又は放送事業者等にニュース（（１）欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

４　インターネット接続サービスの利用における禁止行為

（１）当社若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
（２）他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為
（３）他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為
（４）他人になりすまして各種サービスを利用する行為
（５）他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
（６）他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
（７）他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
（８）猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
（９）無限連鎖講（ネズミ講）若しくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、又はこれを勧誘する行為
（１０）インターネット接続サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
（１１）有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
（１２）売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
（１３）他人を欺き錯誤等に陥れ、他人のＩＤ、パスワード又はその他の情報等を取得する行為又は取得する恐れのある行為
（１４）犯罪行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為

（１５）その他法令に違反する行為
（１６）（１）から（１５）までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

５　nojima WiMAX 契約者が指定できる支払方法

会員契約の名義	nojima WiMAX 契約者が指定できる支払方法
個人	当社が指定するクレジットカード決済
法人	当社が指定するクレジットカード決済

６　基本使用料の料金種別の変更に係る年間パスポート解除料又はプラン解除料の取扱い
（１）シングルサービスに係るもの

<table>
<tr><td colspan="3" rowspan="3">区　　分</td><td colspan="4">変更後</td></tr>
<tr><td rowspan="2">nojima
FLAT</td><td rowspan="2">nojima
STEP</td><td colspan="2">年パス</td></tr>
<tr><td>通常</td><td>特約</td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更前</td><td rowspan="2">年パス</td><td>通常</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>免除</td></tr>
<tr><td>特約</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="7">【適用】
「免除」欄に該当する場合は、年間パスポート解除料の支払いを要しません。</td></tr>
</table>

（２）ＷｉＭＡＸ２＋サービスに係るもの
①　②以外のもの

<table>
<tr><td colspan="3" rowspan="3">区　　分</td><td colspan="8">変更後</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本</td><td colspan="2">2 年</td><td colspan="2">au2 年</td><td colspan="2">au4 年</td></tr>
<tr><td>通常</td><td>特約</td><td>通常</td><td>特約</td><td>通常</td><td>特約</td></tr>
<tr><td rowspan="6">変更前</td><td rowspan="2">2 年</td><td>通常</td><td>－</td><td>－</td><td>免除</td><td>免除</td><td>免除</td><td>免除</td><td>免除</td></tr>
<tr><td>特約</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>免除</td><td>－</td><td>免除</td></tr>
<tr><td rowspan="2">au2 年</td><td>通常</td><td>－</td><td>免除*</td><td>免除*</td><td>－</td><td>免除</td><td>免除</td><td>免除</td></tr>
<tr><td>特約</td><td>－</td><td>－</td><td>免除*</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>免除</td></tr>
<tr><td rowspan="2">au4 年</td><td>通常</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>免除</td></tr>
<tr><td>特約</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ｷﾞｶﾞ放題
au2 年</td><td>通常</td><td>－</td><td>免除</td><td>免除</td><td>免除</td><td>免除</td><td>免除</td><td>免除</td></tr>
<tr><td>特約</td><td>－</td><td>－</td><td>免除</td><td>－</td><td>免除</td><td>－</td><td>免除</td></tr>
<tr><td colspan="11">【適用】
「免除」欄に該当する場合は、プラン解除料の支払いを要しません。ただし、*印が付された箇所は、平成 27 年 2 月 20 日以降の申込みにより適用が開始された nojima FLAT ツープラス au スマホ割(2 年)からの変更に限ります。</td></tr>
</table>

②nojima FLAT ツープラス ギガ放題 au スマホ割(2 年)又は nojima FLAT ツープラス ギガ放題（期間条件なし）への基本使用料の料金種別の変更に係るもの

<table>
<tr><td colspan="3" rowspan="3">区　　分</td><td colspan="3">変更後</td></tr>
<tr><td colspan="2">ｷﾞｶﾞ放題
au2 年</td><td rowspan="2">ｷﾞｶﾞ放題(基本)</td></tr>
<tr><td>通常</td><td>特約</td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更前</td><td rowspan="2">2 年</td><td>通常</td><td>免除</td><td>免除</td><td>－</td></tr>
<tr><td>特約</td><td>－</td><td>免除</td><td>－</td></tr>
<tr><td>au2 年</td><td>通常</td><td>免除</td><td>免除</td><td>－</td></tr>
</table>

		特約	―	免除	―
	au4 年	通常	―	―	―
		特約	―	―	―
	ｷﾞｶﾞ放題 au2 年	通常	―	免除	―
		特約	―	―	―

【適用】
「免除」欄に該当する場合は、プラン解除料の支払いを要しません。

7　基本使用料の料金種別の変更に係る適用期間の取扱い

（１）（２）以外のもの

区　　分			変更後					
			2 年		au2 年		au4 年	
			通常	特約	通常	特約	通常	特約
変更前	2 年	通常	―	―	継承	―	―	―
		特約	―	―	―	継承	―	―
	au2 年	通常	継承*	―	―	―	―	―
		特約	―	継承*	―	―	―	―
	au4 年	通常	―	―	―	―	―	―
		特約	―	―	―	―	―	―
	ｷﾞｶﾞ放題 au2 年	通常	継承	―	継承	―	―	―
		特約	―	継承	―	継承	―	―

【適用】
「継承」欄に該当する場合は、適用期間を引き継ぎます。ただし、*印が付された箇所は、平成 27 年 2 月 20 日以降の申込みにより適用が開始された nojima FLAT ツープラス au スマホ割(2 年)からの変更に限ります。

（２）nojima FLAT ツープラス ギガ放題 au スマホ割(2 年)への基本使用料の料金種別の変更に係るもの

区　　分			変更後	
			ｷﾞｶﾞ放題 au2 年	
			通常	特約
変更前	2 年	通常	継承	―
		特約	―	継承
	au2 年	通常	継承	―
		特約	―	継承
	au4 年	通常	―	―
		特約	―	―
	ｷﾞｶﾞ放題 au2 年	通常	―	―
		特約	―	―

【適用】
「継承」欄に該当する場合は、適用期間を引き継ぎます。

※別記７及び別記８の表で使用する用語の意味は、それぞれ次のとおりとします。
「年パス」　：nojima FLAT 年間パスポート
「基本」　：nojima FLAT ツープラス(期間条件なし)
「2 年」　：nojima FLAT ツープラス
「au2 年」　：nojima FLAT ツープラス au スマホ割(2 年)

「au4年」　：nojima FLAT ツープラス auスマホ割(4年)
「ギガ放題 au2年」　：nojima FLAT ツープラス ギガ放題auスマホ割(2年)
「ギガ放題(基本)」　：nojima FLAT ツープラス ギガ放題(期間条件なし)
「通常」　：定期プラン特約の適用がないもの
「特約」　：定期プラン特約の適用があるもの

附 則（2010-001号）

（実施時期）

１ この約款は、平成２２年８月１２日から実施します。

（nojima FLATに係る基本使用料の適用に関する特例）

２ 平成２２年８月１５日から平成２２年９月３０日までの間に、当社が別に定める方法によりＷｉＭＡＸ機器の購入と同時に締結された料金契約（基本使用料の料金種別がnojima FLATであるものに限ります。以下この附則において「対象契約」といいます。）に係る基本使用料について、その提供開始日を含む料金月から起算して１３料金月の間（以下この附則において「対象期間」といいます。）に限り、１料金月あたり税抜額６６７円（税込額７００円）を割り引いて得た額を適用します。

３ 対象期間において、対象契約の基本使用料の日割りが発生した場合は、その日割りした日数に応じて、前項に規定する割引額を日割りして適用します。

４ 対象期間において、対象契約に係る料金種別の変更又は対象契約の解除があった場合は、その変更又は解除があった料金月以降、前２項に規定する割引適用を廃止します。

（経過措置）

５ この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（2010-002号）

（実施時期）

１ この改正規定は、平成２２年９月１日から実施します。

（nojima FLATに係る基本使用料の適用に関する特例の変更）

２ 2010-001号（平成２２年７月１日）の附則第２項中「平成２２年８月３１日」を「平成２２年９月３０日」に改めます。

附 則（2010-003号）

（実施時期）

１ この改正規定は、平成２２年１０月１日から実施します。

（nojima FLATに係る基本使用料の適用に関する特例）

２ 平成２２年１０月１日から平成２２年１１月３０日までの間に、当社が別に定める方法によりＷｉＭＡＸ機器の購入と同時にnojima FLATを選択して締結された通常料金契約について、その提供開始日を含む料金月から起算して１３料金月の間に限り、料金表の規定にかかわらず、１料金月あたり税抜額１９１円（税込額２００円）を基本使用料から控除します。

ただし、基本使用料の日割りが発生した料金月については、その日割りした日数に応じて、その控除額を日割りして適用します。

３ 前項の適用を受けている通常料金契約について、基本使用料の料金種別の変更があった場合は、その変更があった料金月以降、前項の適用を廃止します。

（パーソナルコンピューターの利用に係る料金の適用に関する特例）

４ 平成２２年１０月１日午前１０時から平成２３年５月３１日までの間に、当社が別に定める方法により通常料金契約の締結と同時にパーソナルコンピューター（当社が別に定めるＭＡＣアドレスが付与されているＷｉＭＡＸ機器であって、ＷｉＭＡＸサービスに登録されたことがないものに限ります。）に係るＷｉＭＡＸ機器登録がなされたときは、その通常料金契約について、料金表の規定にかかわらず、下表に定める料金の支払いを免除します。

基本使用料の料金種別	支払いを要さない料金
nojima FLATの場合	①登録料 ②提供開始日を含む料金月及びその翌料金月における基本使用料
nojima STEPの場合	② 登録料

	②提供開始日を含む料金月から起算して１２料金月の間における基本使用料 ③提供開始日を含む料金月及びその翌料金月におけるパケット通信料

５ 前項の適用を受けている通常料金契約について、基本使用料の料金種別の変更があった場合は、その変更があった料金月（その変更が提供開始日を含む料金月の翌料金月に適用になったときは、その翌料金月とします。）以降、前項の適用を廃止します。

附 則（2010-004 号）

（実施時期）

１ この改正規定は、平成２２年１１月１６日から実施します。

（nojima FLAT 年間パスポートに係る料金の適用に関する特例）

２ 2010-003 号（平成２２年１０月１日）の附則第４項及び第５項の規定は、nojima FLAT 年間パスポートを選択した場合に準用します。この場合、その附則中「nojima FLAT」とあるのは「nojima FLAT 年間パスポート」と読み替えるものとします。

３ nojima WiMAX 契約者は、この改正規定実施の日から平成２３年１月３１日までの間（以下この附則において「お試し期間」といいます。）に nojima FLAT 年間パスポートを選択して通常料金契約を締結した場合は、次の各号のいずれかに該当する契約の解除又は料金種別の変更について、料金表の規定にかかわらず、年間パスポート解除料の支払いを要しません。

（１）その提供開始日から起算して３０日以内に契約の解除があったとき。

（２）その提供開始日から起算して６２日以内に料金種別の変更があったとき。

４ nojima WiMAX 契約者は、お試し期間に nojima FLAT 年間パスポートを選択して通常料金契約を締結した場合は、その最低利用期間に契約を解除したときであっても、第４２条（契約解除料の支払義務）の規定にかかわらず、契約解除料の支払いを要しません。

附 則（2011-001 号）

（実施時期）

１ この改正規定は、平成２３年３月３１日から実施します。

（パーソナルコンピューターの利用に係る料金の適用に関する特例の変更）

２ 2010-003 号（平成２２年１０月１日）の附則第４項中「平成２３年３月３１日」を「平成２３年５月３１日」に改めます。

附 則（2011-002 号）

（実施時期）

１ この改正規定は、平成２３年６月１日から実施します。

（パーソナルコンピューターの利用に係る料金の適用に関する特例）

２ 平成２３年６月１日から平成２３年９月３０日までの間に、当社が別に定める方法により通常料金契約の締結と同時にパーソナルコンピューター（当社が別に定めるＭＡＣアドレスが付与されているＷｉＭＡＸ機器であって、ＷｉＭＡＸサービスに登録されたことがないものに限ります。）に係るＷｉＭＡＸ機器登録がなされたときは、料金表の規定にかかわらず、その登録料並びに提供開始日を含む料金月及びその翌料金月の基本使用料及びパケット通信料の支払いを免除します。

附 則（2011-003 号）

（実施時期）

１ この改正規定は、平成２３年１２月１５日から実施します。

２ 平成２２年８月１７日から平成２３年１２月１４日までの間に、通常料金契約に係る料金等の支払いについて、当社が指定する金融機関等に係る口座振替を指定した nojima WiMAX 契約者は、係る支払方法を継続するものとし、次の各号を適用します。

（１）口座振替による料金等の引落が残高不足による２回連続で完了しなかったとき、口座振替の支払口座が使用不能であることを当社が知ったとき、nojima WiMAX 契約者は、払込票を使用して料金等を支払っていただきます。

（２）前号において、支払方法が変更されない限り、それ以降も払込票の発行を継続するものとし、nojima WiMAX 契約者は、その払込票を使用して料金等を支払っていただきます。

（３）当社は、nojima WiMAX 契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、書面により請求書（nojima WiMAX 契約者が通常料金契約に基づき支払いを要する学を記載したものに限ります。）を発行します。

（４）nojima WiMAX 契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、下表に定める料金の支払を要します。

発行１回ごとに

区　　分	料金額（税抜）
請求書の発行手数料	１００円

附　則（2012-001 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成２４年６月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、ユニバーサルサービス料に関する部分については、平成２４年７月１日から実施します。

（nojima FLAT プラスに関する経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用されている nojima FLAT プラスの満了月については、この改正規定にかかわらず、なお従前のとおりとします。

（ＷｉＭＡＸファミ得パック利用料の適用に関する特例）

３　平成２４年６月１日から平成２５年９月３０日までの間にＷｉＭＡＸファミ得パックの利用を申し込んだ場合は、過去に本項の適用を受けたことがない通常料金契約に限り、料金表の規定にかかわらず、その利用に必要な登録が完了した日（その日においてＷｉＭＡＸ回線に係る提供開始日が到来していない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月に発生したＷｉＭＡＸファミ得パック利用料の支払いを免除します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（2012-002 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成２４年７月２０日から実施します。

（パーソナルコンピューターの利用に係る料金の適用に関する特例の変更）

２　2011-002 号（平成２３年６月１日）の附則第２項中「平成２４年７月３１日」を「平成２４年９月３０日」に改めます。

（ハイブリッドサービスに係る料金の適用に関する特例）

３　この改正規定実施の日から平成２４年９月３０日までの間にハイブリッドサービスの利用を申し込んだ場合であって、その基本使用料の料金種別として nojima FLAT プラスを選択したときは、料金表の規定にかかわらず、その提供開始日を含む料金月及びその翌料金月に発生したハイブリッドサービスの基本使用料、インターネット接続料及びユニバーサルサービス料の支払いを免除します。

（料金等の支払いに関する経過措置）
４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（2013-001号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成２５年１０月３１日から実施します。
　ただし、この改正規定中、ａｕスマートバリュー対応プランに関する部分については、平成２５年１１月１２日から実施するものとします。
（ＷｉＭＡＸ２＋総量規制の緩和に関する経過措置）
２　平成２７年２月１９日までに申し込まれた通常料金契約に基づき開通したＷｉＭＡＸ２＋サービスに係る契約者回線については、その提供開始日を含む料金月の翌料金月から起算して２４料金月が経過するまでの間、ハイスピードモードにおけるＷｉＭＡＸ２＋通信に係る情報量を、第３８条の２（通信利用の制限）第１項第５号に定める総情報量の集計から除外します。
（パーソナルコンピューターの利用に係る料金の適用に関する特例）
３　平成２５年１１月１日から平成２６年９月３０日までの間に、当社が別に定める方法により通常料金契約の締結と同時にパーソナルコンピューター（当社が別に定めるＭＡＣアドレスが付与されているＷｉＭＡＸ機器であって、ＷｉＭＡＸサービスに登録されたことがないものに限ります。）に係るＷｉＭＡＸ機器登録がなされた場合であって、その初月の基本使用料の料金種別として nojima FLAT 年間パスポートが適用されたときは、料金表の規定にかかわらず、その登録料並びに提供開始日を含む料金月及びその翌料金月の基本使用料の支払いを免除します。
　ただし、その通常料金契約について、提供開始日を含む料金月の翌料金月に nojima FLAT 年間パスポート以外の基本使用料の料金種別が適用された場合は、その変更後の料金種別における基本使用料の支払いを要します。

附　則（2013-002号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成２５年１２月２７日から実施します。
（ＬＴＥオプション料に係る料金の適用に関する特例）
２　平成２６年１月１日から平成２６年７月３１日までの間、料金表の規定にかかわらず、ＬＴＥオプション料の支払いを要しません。

附　則（2014-001号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成２６年４月１日から実施します。
（ＷｉＭＡＸまとめてプランの適用に関する経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用されているＷｉＭＡＸまとめてプランの料金その他の提供条件については、次のとおりとします。
（１）加算料

ＷｉＭＡＸまとめてプランの適用１件ごとに月額

種　　別	料金額（税抜）
ＷｉＭＡＸまとめてプラン５００	４７７円
ＷｉＭＡＸまとめてプラン８００	７６２円
ＷｉＭＡＸまとめてプラン１０４０	９９１円
ＷｉＭＡＸまとめてプラン１１００	１，０４８円

ＷｉＭＡＸまとめてプラン１６７０	１，５９１円

（２）ＷｉＭＡＸまとめてプラン解除料

ＷｉＭＡＸまとめてプランの適用１件ごとに

種　　別	料金額（税抜）
ＷｉＭＡＸまとめてプラン５００	４７７円に残余月数を乗じて得た額
ＷｉＭＡＸまとめてプラン８００	７６２円に残余月数を乗じて得た額
ＷｉＭＡＸまとめてプラン１０４０	９９１円に残余月数を乗じて得た額
ＷｉＭＡＸまとめてプラン１１００	１，０４８円に残余月数を乗じて得た額
ＷｉＭＡＸまとめてプラン１６７０	１，５９１円に残余月数を乗じて得た額

（３）（１）及び（２）以外の提供条件については、改正後の料金表に定めるＷｉＭＡＸまとめてプランの場合に準じるものとします。

附　則（2014-002 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成２６年５月２７日から実施します。

（ＬＴＥオプション料に係る料金の適用に関する特例の変更）

２　2013-002 号（平成２５年１２月２７日）の附則第２項中「平成２６年５月３１日」を「平成２６年７月３１日」に改めます。

附　則（2014-003 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成２６年８月１３日から実施します。

（ａｕスマートバリューｍｉｎｅに関する経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成２７年２月２８日までの間、料金表第１表第１（基本使用料）１（適用）（９）のアのただし書の規定は適用しません。

附　則（2014-004 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成２６年１２月２５日から実施します。

ただし、この改正規定中、ユニバーサルサービス料に関する部分については、平成２７年１月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（2015-001 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成２７年１月３０日から実施します。

（ＬＴＥオプション料に係る料金の適用に関する特例）

２　この改正規定実施の日から平成２７年３月３１日までの間に申込みのあった通常料金契約に基づき開通したＷｉＭＡＸ２＋サービスに係る契約者回線については、第４２条の３（ＬＴＥオプション料の支払義務）の規定にかかわらず、平成２７年５月３１日までの利用に係るＬＴＥオプション料の支払いを要しません。

附　則（2015-002 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成２７年２月２０日から実施します。
（ＷｉＭＡＸ２＋総量規制の緩和に関する経過措置の変更）
２　2013-001 号（平成２５年１０月３１日）の附則第２項中「当社が別に定める日」を「平成２７年２月１９日」に改めます。（ギガ放題お試し割引の適用）
３　当社が別に定める日までに申し込まれた通常料金契約のうち、その提供開始日に nojima FLAT ツープラス ギガ放題 ａｕスマホ割(2 年)が適用されている契約については、その提供開始日を含む料金月から起算して３料金月分の基本使用料について、次表の料金額を控除する取扱い（以下この附則において「ギガ放題お試し割引」といいます。）を行います。
　ただし、基本使用料の日割りが発生する料金月については、その日数に応じて下表の控除額を日割りして適用します。

区　　分	料金額（税抜）
控除額	１通常料金契約ごとに月額６８４円

４　ギガ放題お試し割引の適用を受けている通常料金契約について、nojima FLAT ツープラス ギガ放題 ａｕスマホ割(2 年)以外の料金種別への変更又は契約の解除があった場合は、その料金種別の変更を行った日を含む料金月の前料金月又は契約の解除を行った日を含む料金月をもってギガ放題お試し割引の適用を終了します。
（グローバルＩＰアドレスオプション利用料の支払いに関する経過措置）
５　この改正規定実施の日から平成２７年５月３１日までの間、この改正規定にかかわらず、ＷｉＭＡＸ２＋サービスに係るグローバルＩＰアドレスオプション利用料の支払いを要しません。

附　則（2015-003 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成２７年５月１日から実施します。
（おトク割の適用）
２　当社が別に定める日までに申し込まれたＷｉＭＡＸ２＋サービスに係る通常料金契約のうち、当社が指定するＷｉＭＡＸ２＋機器（以下この附則において「対象機器」といいます。）の購入と同時に（１）に定める基本使用料の料金種別（以下この附則において「対象種別」といいます。）を選択して締結された契約については、それぞれ同表に定める割引期間において、その基本使用料から（２）の料金額を控除する取扱い（以下この附則において「おトク割」といいます。）を行います。
　ただし、基本使用料の日割りが発生する料金月については、その日数に応じて（２）の控除額を日割りして適用します。
（１）割引期間

基本使用料の料金種別	割引期間
nojima FLAT ツープラス、nojima FLAT ツープラス au スマホ割(2 年)または nojima FLAT ツープラス ギガ放題 au スマホ割(2 年)（以下、この附則においてこれらを総称して「対象種別Ａ」といいます。）	提供開始日を含む料金月から起算して２５料金月間
nojima FLAT ツープラス au スマホ割(4 年)（以下、この附則においてこれらを総称して「対象種別Ｂ」といいます。）	提供開始日を含む料金月から起算して４９料金月間

（２）控除額

区　　分	料金額（税抜）

控除額	１通常料金契約ごとに月額５００円

３　おトク割の適用を受けている通常料金契約について、対象種別以外の料金種別への変更、対象種別Ａと対象種別Ｂとの間の料金種別の変更又は契約の解除があった場合は、それぞれ料金種別の変更があった日を含む料金月の前料金月又は契約の解除があった日を含む料金月をもっておトク割の適用を終了します。

ただし、対象種別Ａから対象種別Ｂへ料金種別を変更した場合であって、その変更の際現にその契約者回線において対象機器が使用されているものと当社が判断したときは、その料金種別の変更があった日を提供開始日とみなしておトク割を適用します。

（契約の移行に係る優遇措置）

４　nojima WiMAX 契約者は、当社が別に定める日までに、シングルサービス又はハイブリッドサービスに係る通常料金契約の解除と同時にＷｉＭＡＸ２＋サービスに係る通常料金契約を申し込んだときは、料金表の規定にかかわらず、その手続きに関する登録料、年間パスポート解除料及びプラン解除料の支払いを要しません。

５　平成２７年２月２０日から平成２７年９月３０日までの間に申し込まれたＷｉＭＡＸ２＋サービスに係る通常料金契約のうち、シングルサービス又はハイブリッドサービスに係る通常料金契約の解除と同時に締結された契約については、この改正規定実施の日以降、その提供開始日を含む料金月から起算して２５料金月が経過するまでの間、nojima FLAT ツープラス ギガ放題 au スマホ割(2 年)の基本使用料から下表の料金額を控除する取扱いを行います。

ただし、基本使用料の日割りが発生する料金月については、その日数に応じて下表の控除額を日割りして適用します。

区　　分	料金額（税抜）
控除額	１通常料金契約ごとに月額６８４円

６　前項の適用を受ける契約者回線については、2015-002 号（平成２７年２月２０日）の附則に定めるギガ放題お試し割引を適用しません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

７　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。